

法科大学院認証評価

自己評価書

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻

平成 30 年 6 月

東 京 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	24
	第4章 成績評価及び修了認定	34
	第5章 教育内容等の改善措置	49
	第6章 入学者選抜等	55
	第7章 学生の支援体制	67
	第8章 教員組織	77
	第9章 管理運営等	92
	第10章 施設、設備及び図書館等	101
	第11章 自己点検及び評価等	105

I 現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
- (2) 所在地
東京都文京区
- (3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
学生数：503 人
教員数：64 人（うち実務家教員 12 人）

2 特徴

19 世紀末以来の長い歴史の中で、東京大学大学院法学政治学研究科・法学部は、数多くの優秀な法曹を輩出してきた。このような伝統を持つ東京大学大学院法学政治学研究科が、司法制度改革の重要な施策としての優れた法曹養成において、果たすべき責務はきわめて大なるものがあり、本研究科は、法曹養成機関としての法科大学院制度の設計について、リーダーシップを発揮するとともに、自らも法科大学院を、法学政治学研究科の一専攻である法曹養成専攻としての位置づけをした上で、平成 16 年 4 月に新設し、本年で 14 年目を迎える。

本法科大学院は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての、新たな法曹養成制度の中核をなす教育機関であるという制度の基本趣旨を十分に踏まえつつ、法の実務を通じて国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、最高水準の法律実務家を養成することを特徴としている。本法科大学院の教育の重点は、「法曹としての基幹能力」の徹底した育成錬磨にある。法曹としての基幹能力とは、法制度を単に所与のものとして受け止めるのではなく、その趣旨や意義にまで遡って深く理解した上で、現実の諸問題に対処することのできる理論的な支柱を形成し、これをふまえて現実の事象の中の法的問題を発見し、分析し、解決する途を見いだすという力である。このような理解力、法的分析力及び創造的思考力の育成錬磨を重視するという教育理念の下に、充実した授業、厳格な成績評価と進級制が行われ、その結果として、本法科大学院は、平成 18 年の新司法試験から平成 29 年の司法試験に至るまでに、累積で 2,094 人の合格者を輩出し、毎年度の入学者 230 人という最大規模の範疇の法科大学院として法曹養

成に対する社会的責任を果たしている。

本法科大学院では、法律基本科目から、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に至る多様な科目を幅広く含み、理論と実務とを架橋する、体系的で充実したカリキュラムを構築し、多数の専任教員のほか、他専攻・他研究科・他大学において学界をリードする研究者教員に加え、卓越した裁判官、検察官、弁護士などからなる実務家教員による教育を行っている。カリキュラムにおいては、司法試験に直接関係する科目のみを重視するのではなく、基礎法学・隣接科目に属する科目も必修科目とされ、未知の問題の解決に立ち向かえる社会的、歴史的、哲学的基礎を形成することを重視している。また、夏休み期間中に招聘教員等が英語により行う授業であるサマースクールや外国人教員による授業を行うことにより、国際的に活躍することができる法曹の養成にも務めている。

Ⅱ 目的

1 基本理念

東京大学法科大学院における教育は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、以下の基本理念のもとに行われる。①「国民の社会生活上の医師」として、法律問題に現れた市民一人一人の悩みを真摯に受けとめ、その信頼できる相談相手となり、問題の解決を助ける使命感と専門的能力を備えた法曹を養成する。②法の体系・理論・運用に関する基礎的・応用的知識を十分に修得するのみならず、それらを複眼的に理解したうえで、法律問題や法の課題を解決するために、自らの思考を発展させることのできる法曹を養成する。③法の問題をその背景である人間や社会の問題とも関連させて、的確に把握したうえで適切な解決を図ることのできる、広い視野と鋭い分析力をもった法曹を養成する。また、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的法分野においても活躍できる法曹を養成する。

2 法曹としての基幹能力

以上の基本理念を達成するため、本法科大学院においては、「法曹としての基幹能力」を育成・錬磨することを教育の根幹的な目的とする。法曹としての基幹能力とは、現に存在する法制度を単に所与のものとしてその知識を修得するにとどまるのではなく、法の制度・規律を自分なりに再構成しながら、その背後にまで立ち入って深く理解したうえで、現実の諸問題に対処することのできる理論的バックボーンを形成する能力である。これにより、さまざまに生起する社会事象の中に法的問題を鋭く探知し、それを分析したうえで、自分なりの発想で解決する途を見つけ出すという創造的な力を身につけることができる。こうした理解力、法的分析能力、創造的思考力が、優れた法曹であるために必要な能力の基幹的部分である。

3 授業科目

法曹としての基幹能力の育成という教育の目的は、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目として展開・先端科目として提供されている幅広い科目から見てとることができる。

本法科大学院では、単に司法試験に合格することだけを目的とする教育は行わない旨を一貫して明らかにしており、司法試験に関係する科目だけを重点的に学修するという一切なく、幅広い科目の履修が要求されている。

また、法曹としての基幹能力の育成を教育の目的としていることから、エクスターンシップをはじめとする臨床教育に大きな力を入れるという教育方針は採用しておらず、法律実務基礎科目の学修においても理論との架橋を常に意識するものとしている。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

東京大学法科大学院における教育は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、以下の基本理念のもとに行われる。①「国民の社会生活上の医師」として、法律問題に現れた市民一人一人の悩みを真摯に受けとめ、その信頼できる相談相手となり、問題の解決を助ける使命感と専門的能力を備えた法曹を養成する。②法の体系・理論・運用に関する基礎的・応用的知識を十分に習得するのみならず、それらを複眼的に理解したうえ、法律問題や法の課題を解決するために、自らの思考を発展させることのできる法曹を養成する。③法の問題を、その背景である人間や社会の問題とも関連させて的確に把握したうえ適切な解決を図ることのできる、広い視野と鋭い分析力をもった法曹を養成し、また、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的法分野においても活躍できる法曹を養成する。

以上のような基本理念に基づいて、法曹としての基幹能力を有する法律家を育成することが本法科大学院の教育の目標である。

本法科大学院は、平成 16 年度の設置時には、大学設置・学校法人審議会の審査を通っており、専門職大学院設置基準及び「法科大学院の設置基準等について（答申）」の基準に適合している。また、平成 20 年度及び平成 25 年度の大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価においても適格認定されており、教育の理念及び目標については適切に設定されていると認識している。【解釈指針 1-1-1-1】

《別添資料 1-1 「平成 30 (2018) 年度東京大学法科大学院便覧」（以下「別添資料 1-1 法科大学院便覧」という。） 1-3 頁（東京大学法科大学院の概要）、別添資料 1-2 「平成 29 (2017) 年度シラバス集」（以下「別添資料 1-2 平成 29 年度シラバス集」という。）、別添資料 1-3 「平成 30 (2018) 年度シラバス集」（以下「別添資料 1-3 平成 30 年度シラバス集」という。）、別紙様式 1 「開設授業科目一覧」》

上記の本法科大学院の教育の理念及び目標は、法科大学院のウェブサイト及び学生便覧に明示され、学生募集要項にも概要が明示され、これらを通じて、本法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されている。【解釈指針 1-1-1-2】

《後記 URL 「法科大学院のご紹介」、別添資料 1-1 法科大学院便覧 1 頁、別添資料 1-4 「平成 30 (2018) 年度東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻専門職学位課程（法科大学院）学生募集要項」（以下「別添資料 1-4 学生募集要項」という。） 1 頁》

「法科大学院のご紹介」 (本法科大学院ウェブサイト内)
<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/law/about/>
(印刷したもの=別添資料 web-1)

基準1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準1-1-2に係る状況)

「基準1-1-1に係る状況」において述べたように、本法科大学院は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新たな法曹養成制度の中核をなす教育機関であるという制度の基本趣旨を十分に踏まえつつ、法の実務を通じて国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、最高水準の法律実務家を養成することを基本理念としており、その教育は、法曹としての基幹能力を育成錬磨することを目標としている。

このような理念と目標に基づく教育を具体化したものが、本法科大学院のカリキュラムであり、本法科大学院の学生には、このカリキュラムに従った履修を重ねさせることにより、上記の理念と目標に適った法曹を養成するものとしている。

上記の理念と目標が十分に達成されていることは、具体的には基準2以降で示されるが、以下の各事項から判断することができる。

第1に、学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。）については、相対評価を厳密に行ってきた結果として成績不良者が若干数生ずるのはやむを得ないものの、成績不良を理由として原級留置あるいは退学となった学生の数は、平成29年度を例にとると、426人中の42人（9.9%）であり、学生全体の約1割にとどまっている。

第2に、司法試験の合格状況については、平成17年度から平成28年度までの修了生合計2,761人のうち、平成18年から平成29年までの（新）司法試験に2,094人が合格しており、累積の合格率は75.8%という高い水準にある。また、平成24年度から平成28年度までの修了生をみても、修了生合計937人のうち、平成25年から平成29年までの司法試験に、694人が合格しており、その合格率は74.1%と、この水準を維持している。《後記URL「法科大学院のご紹介」のうち「別紙」》

また、平成24年度から平成28年度までの間の各年度の本法科大学院修了生の合格者数／受験者数はそれぞれ、平成24年度194／379、平成25年度197／357、平成26年度158／304、平成27年度149／305、平成28年度137／285（なお平成29年度は134／271）となっており、合格率は、平成24年度51.2%、平成25年度55.2%、平成26年度52.0%、平成27年度48.9%、平成28年度48.1%（平成29年度49.4%）である。【解釈指針1-1-2-2】平成21年度から平成25年度までの修了生合計1,219人のうち、平成22年度から平成29年度までの司法試験に946人が合格しており、その合格率は77.6%である。【解釈指針1-1-2-3】

第3に、修了生のうち（新）司法試験に合格した者の大多数は法曹三者のいずれかとして活躍をしており、また法曹とならなかった修了生は、（新）司法試験の合格の如何を問わず、法科大学院で修得した法律家としての基幹能力を活かして中央官庁、日本銀行や企業等に進んで活躍している。（このことの一部を示すものとして、「裁判所・検察庁・法

律事務所」以外で働く修了者が在学生のために出講するセミナーが開催されている。《別添資料1-5「法科大学院進路選択セミナーのお知らせ」》) さらに、平成29年12月末時点までの累計で、修了生のうち助教として採用された者が51人、博士課程に進学した者が17人おり、研究者の養成にも実績を上げている。

加えて、上記のような理念に基づく教育活動の成果のひとつとして、学生の寄稿論文を中心とし学生による編集委員会が編集する『東京大学法科大学院ローレビュー』が刊行されている。《後記URL「東京大学法科大学院ローレビュー」》

【解釈指針1-1-2-1, 1-1-2-2, 1-1-2-3】

「法科大学院のご紹介」(本法科大学院ウェブサイト内)

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/law/about/>

(印刷したもの=別添資料web-1)

同「別紙」

http://www.j.u-tokyo.ac.jp/students/wp-content/uploads/sites/5/2018/06/LSHPgaiyou_Besshi.pdf

(印刷したもの=別添資料web-1)

「東京大学法科大学院ローレビュー」

<http://www.sllr.j.u-tokyo.ac.jp/>

(トップページを印刷したもの=別添資料web-1)

2 特長及び課題等

本法科大学院においては、卓越した能力を有する多数の教員が一体となって質の高い法曹養成教育を行っており、これからのわが国の司法制度の各分野を背負って立ち、かつ国際的にも活躍することができる優れた法曹となる人材を既に多数養成してきた実績があり、基本理念と目標とが着実に実現されてきている。「法のパースペクティブ」や「現代法の基本問題」といった基礎法学・隣接科目をも必修科目として、未知の問題の解決にも立ち向かえる社会的、歴史的、哲学的基盤を形成させるための教育を行っている。また、外国の第一線の研究者・実務家を講師として招聘して行う「サマースクール」や国際的ビジネス法務に造詣の深い弁護士や東京で勤務する外国人弁護士等による「英語で学ぶ法と実務1・2」等の英語による授業、東アジア諸国から研究者を招聘して行う「東アジア法比較プログラム」等、様々な授業を展開することによって、国際的に活躍できる法曹を養成するべく、特色ある教育の提供に努めている。さらに、学生の寄稿論文を中心とし学生による編集委員会が編集する『東京大学法科大学院ローレビュー』が刊行されていることは、教育の理念・目標が達成されていることを示すひとつの成果として、特筆すべきものである。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

（1）本法科大学院では、国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理感を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を養成することを教育目的として定め、「学位授与方針」（ディプロマ・ポリシー）として、①基礎的な法分野のみならず、先端的法分野や国際的法分野についても、精深にして広範な知識を有すること、②人間と社会に関する広い視野と深い洞察に基づいて、現代社会において提起される諸問題の解決のために、その法的知識を応用する能力を有すること、③法律家としての責任・倫理に関して豊かな識見を身につけていること、の3要件を定めている。

そのような目標を学生が達成できるようにするために、①法律基本科目及び法律実務基礎科目から基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に至るまで、現代世界において法律実務家として第一線で活躍するための基礎的能力を獲得するために必要な科目を、バランス良く体系的に配置する、②学生の視野を広げるための学際的・応用的な教育及び最新の研究成果を反映した理論的な教育を重視する、③高度な法実務を担いうる能力を養うため、双方向的な授業や模擬裁判等を通じて学生の自主的な学修を奨励する、④すべての授業において透明で厳格な成績評価を行う、⑤不断に教育の内容や方法を検証し、教育の質の向上を図る、という5項目からなる「教育課程の編成・実施方針」（カリキュラム・ポリシー）を策定し、この方針に基づいて教育課程を体系的に編成・実施している。【解釈指針2-1-1-1】《別添資料2-1「東京大学・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針」（平成29年1月24日）》

（2）本法科大学院では、上記の「教育課程の編成・実施方針」（カリキュラム・ポリシー）に基づき、「法曹としての基幹能力」を育成錬磨することに重点をおいて教育課程を編成している。【解釈指針2-1-1-1，2-1-1-4】

①すなわち、知識の修得にとどまらず、制度・規律の深い理解と現実の諸問題に対処する理論的バックボーンを形成していく能力を育成するため、まず、1年次・2年次に開設される法律基本科目を中心に、学生が集中的かつ掘り下げて学修するプロセスを通じて、基

幹能力を身につけることができるよう科目を編成・配置している。これらにおいて培った法知識、思考力、分析力が、展開・先端科目その他の授業科目の履修と相俟って、法曹としての実務に必要なレベルにまで高まるように配慮している。

②2年次以降に開設される法律実務基礎科目では、実務の基本的な流れを理解させようとして、法律基本科目で修得した法理論が、実務においてどのように運用されているのかを体得させ、実務と理論の架橋を図ることとしている。「法曹倫理」を始めとする法律実務基礎科目においては法曹としての責任感と倫理観を涵養するよう配慮している。「法律相談クリニック」を始めとする法律実務基礎科目においては法曹を必要とする人々の様々な考え方に触れて人間性を涵養する機会が提供される。「リサーチ、ライティング&ドラフティング」を中心に、法曹としての実務に必要な表現力も養う。

③また、②と並行して2年次および3年次において、様々な法的問題に対処し、制度改革を提言できる理論的バックボーンを育成強化するため、「法のパースペクティブ」や「現代法の基本問題」という基礎法学・隣接科目を必修科目としている。これらの科目においては、現在の日本の状況が相対的なものであって絶対的なものではないことを知り豊かな教養をもって法曹としての活動を行えるようにするための契機が提供される。

④さらに、国際的な法律問題に的確に対処できる能力を育成するため、2年次に「国際法」を、3年次に「国際租税法」「国際経済法」「国際人権法」といった国際関係法科目や「現代アメリカ法」などの多彩な外国法科目を開設するとともに、広範な分野についての専門知識と応用能力の育成、その理論的バックボーンの形成のため、展開・先端科目において、「知的財産法」などのビジネスロー関係科目を選択必修として開設している。《以上につき、別紙様式1「開設授業科目一覧」、別添資料1-1「法科大学院便覧」26-27頁（法曹養成専攻（法科大学院）授業科目表）》

⑤また、毎年8月にはサマースクールを開講している。これは、著名な海外の研究者・実務家を講師として招聘して行う合宿形式の授業である。平成29年度は「Global Trends in Modern Competition Law & Policy」と題し、本法科大学院学生33人（法学未修者8人、法学既修者25人）が参加した（その他、綜合法政専攻学生2人、日本の他大学の学生2人、企業法務部、法律事務所及び官公庁に勤務する専門職業人18人、さらに、北京大学、ソウル大学、シンガポール大学の学生8人も参加している）。《別添資料2-2「サマースクール開催実績」》

（3）本法科大学院の以上のような教育課程は、学部教育から明確に区分され《別添資料2-3「平成30年度東京大学法学部便覧」》、専門職大学院にふさわしい水準にある。

法律基本科目のうち、「上級憲法」「上級民法1」等の「上級」シリーズでは、学部での基本的知見の修得または未修1年次に配置された法律基本科目の受講を前提として内容を編成し、応用力を養う教育を実施している。《別添資料1-2平成29年度シラバス集26-33頁、38-81頁、別添資料1-3平成30年度シラバス集25-32頁、37-76頁》並行して、2年次Sセメスターには、「民事系判例研究」、「リサーチ、ライティング&ドラフティング」、同Aセメスターには「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」といった、3年次の実務的科目の基礎を確立する科目を開設し、段階的かつ実効的な履修を可能としている。以上のように、学部での法学教育との関係を明確に位置づけ、理論的教育と実務的教育の

架橋が段階的かつ完結的に行われるように教育課程を編成している。【解釈指針2-1-1-1】

(4) 多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われるよう、法学未修者に対して入学前に、法科大学院の授業にどのようにのぞめばよいのかについて具体的な説例を用いながら説明する「法学未修者向けガイダンス」を実施している（基準7-1-1に係る状況）。このほか、出産、育児、介護、障害、就労などの理由により長期履修を申請した学生については、東京大学大学院法学政治学研究科規則第36条の2及び法曹養成専攻教育会議の「長期履修学生制度に関する内規」に基づき、申請する学生から提出された履修計画書を法曹養成専攻学務委員会が審査し適合性を確認したうえで法曹養成専攻教育会議において承認された場合には、長期履修を認めることとしている。《後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科規則」（第36条の2）、別添資料2-4「長期履修学生制度に関する内規」》【解釈指針2-1-1-4】

なお、本法科大学院では、飛び入学者を法学既修者として認定することは行っておらず、また、他の法科大学院からの転入学は認めていない。

【解釈指針2-1-1-2, 2-1-1-3】

東京大学大学院法学政治学研究科規則

(長期履修学生)

第36条の2 学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学則第2条第7項に定めるところにより、法曹養成専攻教育会議の議を経て、これを認めることができる。細則については別に定める。

(出典：法曹養成専攻（法科大学院）規則集)

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07403401.html

基準 2-1-2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

(基準 2-1-2 に係る状況)

本法科大学院では、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準という意味での「到達目標」は、第1次的には、当該授業の担当教員が本法科大学院の法曹養成の目的や科目の性格を勘案して定め、シラバスの各科目の「授業の目的・ねらい」及び「授業の構成」の部分において示している。さらに、法律基本科目として憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、及び必修の法律実務基礎科目として民事実務基礎、刑事実務基礎、法曹倫理の10科目については、『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）』を本法科大学院のミニマム・スタンダードとしての「到達目標」として設定しており、その旨をシラバスの冒頭において学生に対して明示している。

このように、本法科大学院で設定している到達目標は、このミニマム・スタンダードとしての『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）』に挙げられている事項よりも高度な事項や、そこでカバーされていない事項が含まれることになるが、これについては、シラバスにおける各科目の「授業の目的・ねらい」や「授業の構成」の部分において示され、あるいはさらに個々の授業において示される。以上のような本法科大学院における「到達目標」の意義は、「東京大学法科大学院便覧」に記載することにより学生に周知している。《別添資料 1-1 法科大学院便覧 23 頁、別添資料 1-2 平成 29 年度シラバス集、別添資料 1-3 平成 30 年度シラバス集》【解釈指針 2-1-2-1】

基準2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-3に係る状況)

《本項全体に共通する資料として、別紙様式1「開設授業科目一覧」、別添資料1-2平成29年度シラバス集、別添資料1-3平成30年度シラバス集》

(1) 法律基本科目は、必修科目として、後記「基準2-1-5に係る状況」に掲げたものを開設している。これらの法律基本科目においては、当該法分野についての基礎的な理解とそれに基づく応用力を徹底して培い、法曹として必須の基幹能力を養っている。【解釈指針2-1-3-2】

(2) 法律実務基礎科目は、必修科目又は選択必修科目として、後記「基準2-2-6に係る状況」に掲げたものを開設している。これらにおいては、豊かな実務経験を有する実務家教員の指導により、法律基本科目において教育された基礎的な知見をさらに実務の場面において適用し、応用することによって、具体的な事件の取扱い方を踏まえた知見の定着・展開を図ることとしている。また、リサーチペーパーも、判例や文献を的確に渉猟し引用しながら、説得力のある主張を筋道立てて展開する法律文書の書き方を学ぶという面を有していることから、選択必修科目として法律実務基礎科目に分類している。《別添資料1-1法科大学院便覧13頁(リサーチペーパーについて)》【解釈指針2-1-3-3】

(3) 基礎法学・隣接科目は、必修科目、選択必修科目又は選択科目として、後記「基準2-1-7に係る状況」に掲げたものを開設している。これらにより、多様な問題領域に触れさせ、豊かで幅広い視野を獲得させるよう指導している。【解釈指針2-1-3-4】

(4) 展開・先端科目は、選択必修科目又は選択科目として、後記「基準2-1-8に係る状況」に掲げるものを開設している。なお、「研究論文」は、「リサーチペーパー」とは異なり、法律基本科目・法律実務基礎科目を基礎としながら、これまでの議論のレベルを超えることを目指す研究を求めるものであることから、展開・先端科目に分類しており、法科大学院の教育を基礎として研究者を志望する者にとってもステップボードになるもの

と位置づけている。これら、特にビジネスロー諸科目において、現代の経済社会が抱える応用的先端的問題へ取り組む基礎的な知見を獲得させるとともに、その他の重要な法的課題に立ち向かえるだけの基礎を養うべく教育を行っている。《別添資料1-1 法科大学院便覧13頁（研究論文について）》【解釈指針2-1-3-5】

（5）本法科大学院では、各演習については、「法律基本科目」「法律実務基礎科目」「基礎法学・隣接科目」「展開・先端科目」のいずれかに分類せず、「演習」として別区分としている。演習は、学生が自発的に問題を発見し、問題意識を深めて探究し、問題意識を共有する学生同士で討論する場であり、本法科大学院の目指す「法曹としての基幹能力」、すなわち法的問題に対する鋭敏な思考力を多方向的な議論により練磨するものである。また、教員の側でも、自らの担当科目を本拠としながら、日々の研究・実務で取り扱い実績を有している他分野との交錯領域まで視野に入れた柔軟な授業内容の設計を行っている。そうすると、例えば、商法担当の教員が柔軟かつ自由に授業内容を設計した結果としてたまたま商法の枠内のみにとどまる演習を開講・実施する場合であっても、それは結果論であり、結果としての内容に応じて「基本科目」に分類したり、「展開・先端科目」に分類したりすることとなれば、そのこと自体が柔軟かつ自由な授業内容の設計に対する障害となり得るものである。「演習（〇〇法）」などと表記しているのは授業内容の本拠となる科目を明示して学生にとってのわかりやすさを確保するためのものであり、「〇〇法」と他の法分野との交錯領域を取り上げることが妨げるものではない。また、演習をひとまとめに区分することによって、学生は科目選択の検討を行いやすくなり、事務的にも効率的な運営が可能となっている。

基準2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2-1-4に係る状況)

基準2-1-3の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている。

各科目の学年配置は、「法曹養成専攻（法科大学院）授業科目表」のとおりである。

本法科大学院は、法科大学院が法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新たな法曹養成制度の中核をなす教育機関であるという制度の基本趣旨を十分に踏まえつつ、法の実務を通じて国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、最高水準の法律実務家を養成することをめざしている。

法の体系・理論・運用に関する基礎的・応用的知識を十分に習得するのみならず、それらを複眼的に理解したうえ、法律問題や法の課題を解決するために、自らの思考を発展させることのできる法曹を養成するという観点から、授業科目は、基礎的な授業科目から応用的な授業科目へと無理なく履修できるよう配列されている。すなわち、法律基本科目のうちの「基本科目」シリーズを未修1年次、法律基本科目のうちの「上級」シリーズ科目と、法律実務基礎科目のうち必修の基本的な科目を主に2年次、選択必修の法律実務基礎科目及び展開・先端科目を主に3年次に配置している。ビジネスロー関係の選択必修科目は2年次と3年次に分け、また、必修の基礎法学・隣接科目である「法のパースペクティブ」と「現代法の基本問題」はそれぞれ、既修者の履修が開始される2年次S Semesterと、最終の3年次A Semesterに、配置している。

なお、法律基本科目は、全て必修科目として開設されている。【解釈指針2-1-4-1】

また、法の問題をその背景である人間や社会の問題とも関連させて、的確に把握した上で適切な解決を図ることのできる、広い視野と鋭い分析力をもった法曹を養成するため、「法のパースペクティブ」「現代法の基本問題」を必修科目としている。さらに、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的法分野においても活躍できる法曹を養成するため、基準2-1-8に係る状況に記した通り、「展開・先端科目」の充実に力を入れている。

市民一人一人の悩みを真摯に受け止めて問題を解決できる人間性・責任感・倫理観の涵養に特に関連する「法曹倫理」や「法律相談クリニック」については、法律実務基礎科目について基準2-1-6が求める条件を充たす形で必修科目・選択必修科目などとしている。

さらに、演習は、選択科目であり、他の科目区分の必修科目または選択必修科目として要求される単位数に算入されないものである。

《別紙様式1「開設授業科目一覧」、別添資料1-1法科大学院便覧1頁「東京大学法科大学院はどのような法曹を養成するのか（教育の理念・目的）」、別添資料1-2平成29年度シラバス集、別添資料1-3平成30年度シラバス集》

基準2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） | 10単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12単位 |

（基準2-1-5に係る状況）

法律基本科目における必修単位数は次の通りである。

まず、公法系科目の必修総単位数は10単位であり、その内訳は、「基本科目憲法」(2)、「基本科目行政法」(2)、「上級憲法」(2)、「上級行政法」(2)、「公法訴訟システム」(2)である。

次に、民事系科目の必修総単位数は32単位であり、その内訳は、「基本科目民法1」(4)、「基本科目民法2」(4)、「基本科目民法3」(4)、「基本科目商法」(4)、「基本科目民事訴訟法」(4)、「上級民法1」(2)、「上級民法2」(2)、「民事系判例研究」(2)、「上級商法1」(総合、M&A、閉鎖会社から1科目を選択)(2)、「上級商法2」(総合、金融、商事売買等から1科目を選択)(2)、「上級民事訴訟法」(2)である。

さらに、刑事系科目の必修総単位数は12単位であり、その内訳は、「基本科目刑法」(4)、「基本科目刑事訴訟法」(2)、「上級刑法」(2)、「上級刑事訴訟法」(4)である。

《別紙様式1「開設授業科目一覧」、別添資料1-2平成29年度シラバス集1-21頁、26-81頁、別添資料1-3平成30年度シラバス集1-20頁、25-76頁》

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 基準2-1-3 (2) に定める法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として「法曹倫理」(2単位)、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として「民事実務基礎」(2単位)、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として「刑事実務基礎」(2単位)、を必修科目(3授業科目、計6単位)として開設している。《別紙様式1「開設授業科目一覧」、別添資料1-2平成29年度シラバス集82-97頁、別添資料1-3平成30年度シラバス集77-88頁》

(2) 以上のほか、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目として、次のものを開設している。

まず、「模擬裁判」、「民事弁護研究」、「民事事実認定論」、「法律相談クリニック」、「国際契約交渉」、「法と交渉」、「倒産処理研究」、「リサーチペーパー」(以上、いずれも2単位)を選択必修科目(2単位以上を選択)として開設している。

①「模擬裁判」は、基準2-1-6における模擬裁判に相当する。

②「民事弁護研究」、「民事事実認定論」、「法律相談クリニック」、「国際契約交渉」、「法と交渉」は、それぞれ、基準2-1-6におけるローヤリングに相当する。

③「法律相談クリニック」は、基準2-1-6におけるクリニックに相当する。

④「倒産処理研究」は、現実の倒産事件の資料やそれらを題材にした設問について討論をすることを通じて、倒産法についての一層深い理解を得るとともに、具体的な事案への実務的な応用力を習得することを目標とするものであり、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目に当たる。

⑤「リサーチペーパー」は、特定の課題について、文献その他の調査を行い、それに基づき分析検討した結果を12,000字程度のペーパーにとりまとめることを通じて、文献等の調査能力、問題の分析能力、およびとりまとめた内容を説得的に表現する能力を修得することを目的とするものであり、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目に当たる。

以上のものに加え、その他の法曹としての技能及び責任等を習得させるために適切な内容を有する授業科目として、法曹にとって必須の技能である、法情報調査および法文書作成の基礎を学ぶとともに、各種法的文書を理解し活用する能力を涵養することを目的とした「リサーチ、ライティング&ドラフティング」(2単位)を、独立の科目として開設し、必修科目としている。

このように、「法曹倫理」、「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」のほか、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち4単位が必修又は選択必修となっている。

《別紙様式1「開設授業科目一覧」、別添資料1-2平成29年度シラバス集22-25頁、

111-122 頁、別添資料 1-3 平成 30 年度シラバス集 21-24 頁、102-113 頁》

(3) 法曹としての責任感・倫理観を涵養するための教育は、「法曹倫理」(2単位)という独立の科目において行われており、弁護士、裁判官、検察官が職務遂行に当たって遵守すべき価値、原理、規則等に関連する法曹倫理の基本問題について理解を深めることを目的としている。本法科大学院では、「法曹倫理」を、単に守秘義務などについて学ぶ科目としては位置づけておらず、会社取締役の責任など、他の職業における倫理のあり方についての理解を踏まえ、それまで学び、考えてきたことを総合して、法曹として職務を行うに際して身につけるべき倫理観・能力の総合を図るものと考えている。したがって、「法曹倫理」を3年次A Semesterに配置し、適切な段階的履修を実施している。

このほか、特に法律実務基礎科目のうち必修科目又は選択必修科目である「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」、「模擬裁判」、「民事弁護研究」、「法律相談クリニック」などにおいては、折に触れ、法曹としての責任感・倫理観を喚起する問いかけがなされ、法曹としての責任感・倫理観を涵養するための教育を行っている。

《別紙様式1「開設授業科目一覧」、別添資料1-2平成29年度シラバス集(該当頁は前記)、別添資料1-3平成30年度シラバス集(該当頁は前記)》【解釈指針2-1-6-2】

(4) 法情報調査および法文書作成については、前記の通り、「リサーチ、ライティング&ドラフティング」(2単位)という独立した科目を必修科目として開設している。

また、必修科目である「民事系判例研究」は、判例・裁判例の検索方法、判決文の正確な読み取り方、最高裁判例の先例的意義の確定などの判例研究の基本技法を習得することも目的としたものであり、法情報調査の技能の習得にも資するものである。《別紙様式1「開設授業科目一覧」、別添資料1-2平成29年度シラバス集(該当頁は前記)、別添資料1-3平成30年度シラバス集(該当頁は前記)》【解釈指針2-1-6-3】

以上のような法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについては、実務家教員と研究者教員が連携し、協力する体制を整えている。まず、法律実務基礎科目の授業内容を定めるについては、開講前において、法律実務基礎科目の担当教員がそれぞれの授業に対応する法律基本科目の担当教員(具体的には、民事系科目については上級民法および上級民事訴訟法の担当教員、刑事系科目については上級刑法および上級刑事訴訟法の担当教員、法曹倫理については専攻長および副専攻長)にシラバスを送付し、その内容について確認するとともに、授業期間中においては必要に応じて担当教員間で協議を行っている。また、教育の内容・方法の改善のために行っている「授業に関する情報交換会」を、研究者教員と実務家教員が参集する法曹養成専攻教育会議と連続して開催し、法律実務基礎科目を含む開設科目のあり方について研究者教員と実務家教員の両方で議論している。さらに、相互の授業参観を行うことにより、研究者教員と実務家教員との間の意思疎通や問題意識の共有を行っている。《後記「基準5-1-1に係る状況」》【解釈指針2-2-6-1】

基準2-1-7

基準2-1-3(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準2-1-7に係る状況)

基礎法学・隣接科目においては、必修科目である「法のパースペクティブ」および「現代法の基本問題」のほか、「英米法総論」、「現代アメリカ法1」、「現代アメリカ法2」、「現代ドイツ法」、「現代フランス法」、「ヨーロッパ法」、「現代中国法」、「現代韓国法」、「比較法1」、「比較法2」、「現代法過程論」、「法と経済学」、「現代法哲学」、「法社会学」、「法制史1」、「法制史2」、「法医学」、の総計19科目を開設している。《別紙様式1「開設授業科目一覧」、別添資料1-2平成29年度シラバス集98-110頁、124頁、139-150頁、別添資料1-3平成30年度シラバス集89-101頁、115頁、130-143頁》

基準2-1-8

基準2-1-3(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準2-1-8に係る状況)

本法科大学院では、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的法分野においても活躍できる法曹を養成することを目標のひとつとしている。

展開・先端科目としては、上記の養成人材像に適った内容を有する多様な分野の授業科目が十分提供されるよう配慮し、「倒産法」、「知的財産法」、「国際私法」、「労働法」、「租税法」、「経済法」、「国際法」、「国際租税法」、「国際経済法」、「国際人権法」、「財政法」、「地方自治法」、「情報法」(平成30年度は不開講)、「立法学」、「消費者法」、「環境法」、「信託法」、「社会保障法」(平成29,30年度は不開講)、「裁判外紛争処理法」、「民事執行・保全法」、「金融商品取引法」、「会社労使関係法」、「租税と諸法」、「ビジネスプランニング」、「国際取引法」、「金融取引課税法」、「コンピュータ法」、「刑事政策」、「少年非行と法」、「経済刑法」、「国際法判例研究」(平成29,30年度は不開講)、「国際民事訴訟法」、「上級金融商品取引法」、「資本市場と公共政策」、「国際商事仲裁」、「グローバル・ビジネスロー・サマープログラム」、「英語で学ぶ法と実務1」、「英語で学ぶ法と実務2」、「研究論文」、の総計39科目を開設している。【解釈指針2-1-8-1】《別紙様式1「開設授業科目一覧」、別添資料1-1法科大学院便覧1頁「東京大学法科大学院はどのような法曹を養成するのか(教育の理念・目的)」、別添資料1-2平成29年度シラバス集125-138頁、151-180頁、237頁、別添資料1-3平成30年度シラバス集116-129頁、144-171頁、229頁》

基準2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準2-1-9に係る状況)

本法科大学院における各授業科目の授業時間数は、東京大学大学院法学政治学研究科規則第34条において「1授業科目の単位数は、毎週1時間15週をもって1単位とする。」と定められており、準用する大学設置基準第21条に適合している。具体的な実施の状況は、2単位科目の場合は、105分授業×13回+定期試験1回(2時間ないし3時間)である。1コマ105分授業×13回は、1,365分に相当し、1コマ90分授業×15回の1,350分を上回り、15週を期間として授業を行う場合と同等以上の授業時間数を確保している。4単位科目の場合は、105分授業×26回+定期試験1回(2時間ないし3時間)であり、上記の研究科規則第34条及び大学設置基準第21条に適合している。具体的には、平成30年度を例にとれば、Sセメスターは、4月5日から7月17日まで(16週)並びに7月18日から31日及び8月27日から31日まで(定期試験期間 4週間)の計20週、Aセメスターは9月25日から12月27日まで、及び1月7日から1月10日まで、(16週)並びに1月15日から30日まで(定期試験期間 3週間)の計19週であり、大学設置基準第22条及び第23条に適合している。《別添資料1-1法科大学院便覧65頁「平成30(2018)年度法科大学院年間カレンダー」》

学期ごとに補講期間を設けており、やむを得ない事情で休講となった場合のほか、祝日等の関係で所定の授業時間が確保できなかった場合に、補講を行うこととしている。補講は、学期ごとに設けられた補講期間(平成30年度の場合、Sセメスターは7月10日から17日まで(7月12日を除く)、Aセメスターは1月7日から10日まで)及び学期中に適宜調整が可能な時間帯に補講を実施している。さらに、多くの科目においては、授業期間と試験期間の間に学生からの質問対応に応ずる日程を設ける(特に夏学期は、「質問タイム」(2時間)として別途時間割を作成している)とともに、定期試験後には「試験講評会」(2時間)を開催して、質問への回答、試験問題の解説、答案の講評などを行うことで、学生の疑問の解消に努めている。《別添資料1-1法科大学院便覧65頁「平成30(2018)年度法科大学院年間カレンダー」、別添資料2-8「平成29(2017)年度Sセメスター補講時間割」、別添資料2-9「平成29(2017)年度Aセメスター補講時間割」、別添資料2-5「平成29(2017)年度Sセメスター質問タイム」、別添資料2-6「平成29(2017)年度Sセメスター試験講評会」、別添資料2-7「平成29(2017)年度Aセメスター試験講評会」》

2 特長及び課題等

本法科大学院の優れた点としては、以下の諸点をあげることができる。

第1に、学生が、狭い視野に偏ることのないよう、「法曹としての基幹能力」をしっかりと身に付けさせるため、基礎法学・隣接科目において、比較法、法制史、法哲学分野など幅広い科目を開設していることである。特に、未修・既修を問わず実定法についての基礎的知見が身に付いた時期である2年次S Semesterに「法のパースペクティブ」を、法科大学院における履修の総括の時期である3年次A Semesterに「現代法の基本問題」をそれぞれ必修とし、現代日本における現実との接点を重視しつつ、比較法、歴史、哲学・思想、経済学・社会学などによって学修内容を相対化し、多面的な視野を持つことができるよう促している。

第2に、様々な場面での「法の国際化」に適切に対応できる法律家を養成するため、「国際法」、「国際経済法」、「国際人権法」、「国際租税法」のうち1科目を選択必修とし、あわせて、「国際契約交渉」、「国際取引法」、「国際法判例研究」といった、幅広い科目を開設していることである。このうち、「国際契約交渉」では、ワシントン大学ロースクールの学生とビデオ会議による実習を行うなど、今後もますます法曹に求められると考えられる国際的なコミュニケーション能力を育成するのに大いに役立っている。こうした授業と並行して、外国から多くの研究者・実務家を招聘して、サマースクールやセミナーを実施することで、学生が国内法を修得するのみならず国際的な先端領域に触れるきっかけが十分に提供されるよう配慮がなされている。また、「現代アメリカ法1」、「現代アメリカ法2」、「現代ドイツ法」、「現代フランス法」、「ヨーロッパ法」、「現代中国法」及び「現代韓国法」として、重要な法域の法の概要を把握し学生各自が将来の得意分野としようとする方面の発展の足がかりとすることができる科目を開設している。

第3に、ビジネスローに精通した法曹の養成が本法科大学院の教育の目標および理念からみて重要な課題であることから、ビジネスローに重点をおいた履修も可能なように、「倒産法」、「知的財産法」、「国際私法」、「労働法」、「租税法」、「経済法」及び基礎法学・隣接科目としての「英米法総論」を4単位科目として開設し、そのうち4単位以上を選択必修科目としていることである。

第4に、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目全体にわたって、学生の段階的・発展的履修に資するよう学期配置等につき十分配慮していることである。

第5に、理論と実務を実効的に架橋するための科目として、2年次S Semesterに、「リサーチ、ライティング&ドラフティング」を独立の科目として開設している。また、中核科目としての「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」に加えて、「模擬裁判」、「民事弁護研究」、「民事事実認定論」、「法律相談クリニック」、「国際契約交渉」、「法と交渉」、「倒産処理研究」、「リサーチペーパー」という多彩な科目を開設している。

第6に、法曹として必要な高度な専門的知見や素養を育成するため、先端的なトピックを扱い、理論的な深化を目指す多くの演習を開講している。

第7に、理論的かつ実務的な論文作成能力を高め、法曹としての高度な専門能力を育成

するため、「リサーチペーパー」及び「研究論文」という科目を開設しており、それらの執筆を通じて、学生が指導教員による研究指導を受けることが可能であることである。そして、リサーチペーパーの優秀なものについては、優秀リサーチペーパー賞を授与している。あわせて、リサーチペーパー等については、学生による優秀な論考の公表媒体として法律雑誌（冊子体及び電子ジャーナル）（『東京大学法科大学院ローレビュー』）を刊行しており、学生が主体となってその編集に当たっている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、展開する多様な科目の性質及び教育課程上の位置付けに応じ、それぞれの教育効果を考慮しつつ、クラスの規模を決定している。とりわけ1年次の法律基本科目については、受講者が基本的な知識・法的思考能力をじっくりと養うことができるよう、40人標準で授業を展開している（平成30年度Sセメスターの場合、33人から35人である）。2年次以降の法律基本科目及び法律実務基礎科目については、50人標準で授業が行われている（平成30年度Sセメスターの場合、法律基本科目で26人から56人、法律実務基礎科目のうち必修の「リサーチ、ライティング&ドラフティング」で51人から54人、選択必修の「民事事実認定論」で63人）。いずれにおいても、双方向的、多方向的に密度の高い教育という観点からは、その実効性を確保できる受講者数を維持している。基礎法学・隣接科目においても、41人から66人の少人数により、双方向的、多方向的な受講生参加型の授業を展開しており、展開・先端科目を含め、科目の性質に応じた教育方法を確実に実践している。また、演習では、1人から28人と、徹底した少人数教育が展開されている。《別紙様式1「開設授業科目一覧」》【解釈指針3-1-1-1】

なお、クラス指定をしていない法律基本科目、基礎法学・隣接科目、法律実務基礎科目の一部については、各授業において同時に履修する学生の分布が均等になるように、定員管理をしている。

各科目の履修登録者数は、「開設授業科目一覧」（別紙様式1）に掲げるとおりであるが、この数には、再履修者を含む。【解釈指針3-1-1-2】

同じく、他専攻の学生・科目等履修生の受講者数は、「開設授業科目一覧」（別紙様式1）に掲げるとおりである。本法科大学院の授業科目としての適切な履修者数を維持するため、他専攻の学生・科目等履修生の受講については、事前に授業担当教員の許可を受けることにしており、実際には、その許可がなされるのは、当該学生が実質的にはチューターの役割を果たしうる場合など、その履修を認めることが、法科大学院の学生の教育に資すると考えられる場合に限定されている。また、手続としても、授業担当教員の承認だけでなく、法曹養成専攻学務委員会（専攻長など6人で構成）の承認を必要としている。

《後記資料「法曹養成専攻教育会議から学務委員会に委任された事項」》「開設授業科目一覧」（別紙様式1）に記載されている法科大学院以外の学生の受講者は、大多数が、法科大学院が総合法政専攻または公共政策学教育部と合同で開講している授業における、同専攻または同教育部の学生である。こうした授業の合同の措置がとられるのは、例えば当該科目の法解釈論が立法論・制度設計論と切り離して論じることが不可能であるなど、科

目の内容上の理由から、法科大学院の学生が異なる専門のバックグラウンドを持つ学生とともに授業に参加することが、法科大学院生の教育にとっても有益だからである。

また、科目等履修生については、「法曹養成専攻大学院科目等履修生規則」《別添資料3-1》に基づき、法曹養成専攻教育会議の承認を経て、認められることとなっている。実際には、東京証券取引所に勤務する者、信託協会の推薦による信託銀行勤務の者など、その者の履修を認めると、実務的な観点からの意見等が表明されることによって、法科大学院の学生の当該科目の理解に資することとなると判断して履修を認めた例がある。このように、法科大学院学生に対する教育効果の維持・確保を十分に考慮して、他専攻の学生及び科目等履修生の履修を限定的に認めているところで、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。【解釈指針3-1-1-3】

法曹養成専攻教育会議から学務委員会に委任された事項

2. 学生の履修に関すること

* 他研究科等の授業の履修希望など

(出典：法曹養成専攻（法科大学院）規則集)

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況)

法律基本科目のうち、1年次配当科目については、40人を受講者数の標準としている(平成30年度Sセメスターの場合、33人から35人である)。これは、受講者が基本的な知識・法的思考能力をじっくりと養うことができるよう配慮したものである。

2年次・3年次配当の法律基本科目については、概ね50人を受講者数の標準として行っている(平成30年度Sセメスターの場合、26人から56人となっている)。《別紙様式1「開設授業科目一覧」》【解釈指針3-1-2-1】

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 本法科大学院の教育課程は、法曹として必要となる法的知識の基幹をなす科目で構成される法律基本科目、さらに実務法曹としての活動に不可欠な実践的・技術的知識を修得する法律実務基礎科目、法的知識の基礎及びこれと密接に関わりその背景となる知識の修得を目標とする基礎法学・隣接科目、これらの知識を基盤として、現代の法曹が課題とする最先端の法領域について学ぶ展開・先端科目で構成されており、いずれについても、豊富な教育・研究実績を有する教員が担当する、水準の高い、多種多様な授業科目を開設、展開しているところである。批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材や具体的な事件記録に基づく事案を使用し、授業科目の性質に応じた授業方法をとっている。《別紙様式1「開講科目一覧」及び別添資料1-2平成29年度シラバス集、別添資料1-3平成30年度シラバス集》【解釈指針3-2-1-1, 3-2-1-2, 3-2-1-5】

法律基本科目においては、すべての授業において、教育目的・レベルに適合した適切な教材を使用しつつ、双方向的・多方向的な授業を展開している。2年次以降配当の法律基本科目では、判例あるいは設定された問題を題材として、それぞれの科目、単元の性格に見合った形式で、教員が適切な問いかけをし、徹底した双方向的・多方向的な授業を展開している。法律実務基礎科目においては、さらに、実務的課題を内容とする教材を用い、起案指導やレポート等の評価を行っている。基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、演習科目においても、それぞれの教育目的に合致した教材を考案・使用しながら、密度の高い授業を展開している。なお、これらが適切に実施されることを確保するため、教育方法についての情報交換会の開催等により授業担当教員間における認識の共有を図っているのみならず、教員相互の授業参観を実施するなどして、教育方法の向上に努めている。《別添

資料1-2平成29年度シラバス集、別添資料1-3平成30年度シラバス集、後記「基準5-1-1に係る状況」》【解釈指針3-2-1-3, 3-2-1-4】

法学未修者に配当される1年次配当の法律基本科目においては、双方向的・多方向的な授業方法を基本としつつも、各法分野については体系的な理解を得させるために詳細な解説が不可欠な事項・項目については講義形式も必要に応じて一部併用しており、全体として、法学未修者が対象となることを考慮した授業方法の工夫を図っている。

また、平成26年度から法学未修者の文章力の強化のため、法科大学院同窓会の協力を得て選任される未修者指導講師（弁護士、平成29年度は33人）の指導を受ける制度として、「未修者指導」を導入している。未修者指導は、平成26年度に1年次生を対象として開始したが、平成27年度からは法学未修者の2年次生も対象に加えている。その具体的な内容は、法律基本科目のうち「基本科目」シリーズに対応する憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各科目について、法律基本科目の担当教員が1,000字程度の文章で論ずることとなるサイズの論述課題およびその解答のポイントを作成し、全体で毎月2問程度の頻度で出題し（各科目についていえば2か月に1回程度の頻度）、この課題について各学生が文章を作成して提出し、未修者指導講師がその文章を添削指導するものである。未修者指導講師とのやり取りを通じて、法的思考の過程を文章として表現するという法律家にとっての基幹能力を修得することを目指している。【解釈指針3-2-1-4】

本法科大学院では、基幹能力の育成を在学中に十分に行うという観点から、エクスターンシップをはじめとする臨床的教育に大きな力を入れるという教育方針を採用していない。したがって、法律実務基礎科目としてエクスターンシップは実施していないが、クリニックに該当する法律実務基礎科目として、「法律相談クリニック」を開設している。現実の法律相談では、関係法令の遵守や、知り得た情報に関する守秘義務を含む法曹倫理の遵守が不可欠であるため、初回の授業で、オリエンテーションとして、善管注意義務、依頼者の意思の尊重、守秘義務、法令・事実関係の調査義務といった「回答者の義務」を説明している。その上で、クリニックにおいては担当教員が、その責任において学生を監督し、仮に現実の法律相談であったならば法令違反・法曹倫理違反となるような行為が発生しないように必要な指導を行っている。なお、「法律相談クリニック」では、担当教員が外部のボランティアに対し、担当教員が作成したシナリオに基づいた模擬相談者となることを依頼する方法をとっているため、守秘義務の遵守に関する誓約書を学生に提出させることはしていない。《別添資料1-2平成29年度シラバス集98-105頁、別添資料1-3平成30年度シラバス集108-111頁》【解釈指針3-2-1-6】

(2) 各授業科目における「到達目標」については、当該授業の担当教員が本法科大学院の法曹養成の目的や科目の性格を勘案して、学生が修了時まで確実に習得すべき知識・能力の内容・水準としてこれを定め、シラバスの各科目の「授業の目的・ねらい」及び「授業の構成」の部分において示している。さらに、法律基本科目として憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、及び必修の法律実務基礎科目として民事実務基礎、刑事実務基礎、法曹倫理の10科目については、『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）』を本法科大学院のミニマム・スタンダードとしての「到達目標」として

設定しており、その旨をシラバスの冒頭において学生に対して明示している。「基準2-1-2に係る状況」参照。

そして、ミニマム・スタンダードとしての『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）』に挙げられている事項よりも高度な事項や、そこでカバーされていない事項については、シラバスにおける各科目の「授業の目的・ねらい」や「授業の構成」の部分において、あるいはさらに個々の授業において示している。

なお、『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）』に挙げられている事項のすべてを授業で扱うことは、時間的な制約から困難であるが、授業で直接には触れられなかった事項については、授業の内容と関連させつつ、また授業で指定された教科書や参考書を活用しながら、各自で学習することが期待されることを学生に対して示している。これを受けて、各教員が、自主学習の過程で生じた学生の疑問について、授業の機会にその質問に丁寧に答えるなど、学生が到達目標を踏まえた学習ができるように指導している。

以上のような法科大学院における「到達目標」の意義は、「東京大学法科大学院便覧」に記載することにより学生に周知している。

《別添資料1-1 法科大学院便覧 23 頁、別添資料1-2 平成 29 年度シラバス集、別添資料1-3 平成 30 年度シラバス集》

(3) 学生には、年度の始めに法科大学院便覧（授業時間表、成績評価基準等を掲載）を配付し、シラバスをすべて電子的に閲覧可能とすることによって、1年間の授業計画、各授業科目の目的、内容、達成度、成績評価基準等を事前に提示するとともに《別添資料1-1 法科大学院便覧 26-27 頁「法曹養成専攻（法科大学院）授業科目表」、別添資料3-2「UTAS のシラバスの例」》、初回の授業で丁寧に授業の趣旨・内容、成績評価基準等を告知している。シラバスと別に各回の内容を詳細な進行予定表等により提示する科目もある。試験時間割についても、年度当初に法科大学院のウェブサイトに掲示して、学生に告知している。授業科目によっては、ウェブサイトからのレジュメ・資料等のダウンロード、事前のレジュメ配布等を通じて、適切な予習・復習を可能にする工夫をしており、その円滑化のためにTKCの教育支援システムを活用している。

(4) さらに、授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるため、授業時間を学生の自習時間に配慮して設定しており、1日の必修科目の数を2科目以内に抑えるように努めている。また、週2回の授業科目については、間に可能な限り少なくとも1日空ける等の工夫をし、十分な予習・復習時間を確保している。《別添資料1-1 法科大学院便覧 26-27 頁「法曹養成専攻（法科大学院）授業科目表」、別添資料3-3「平成30(2018)年度法科大学院授業時間割表」》

なお、オフィス・アワーは、公式には設けていないが、各授業時間終了後には受講生の質問を受け付ける時間を可能な限り設けるとともに、授業担当教員の多くは、電子メールによる質問を常時受け付けている。さらに、多くの科目においては、授業期間と試験期間の間に学生からの質問対応に必ず日程を設け、特にSセメスターは、「質問タイム」

（2時間）として別途時間割を作成するとともに、定期試験後には「試験講評会」（2時間）を開催して、質問への回答、試験問題の解説、答案の講評などを行うことで、学生の

疑問の解消に努めている。《別添資料2-5「平成29(2017)年度S Semester質問タイム」、別添資料2-6「平成29(2017)年度S Semester試験講評会」、別添資料2-7「平成29(2017)年度A Semester試験講評会」》【解釈指針3-2-1-7】

また、自習環境については、授業の予習・復習を快適に行えるよう、土日の利用が可能な学生自習室を設けている。法学部4号館1階～3階の自習室(約450席)および第2本部棟7階第2・3自習室(約200席)を確保しており、全ての法科大学院在学学生1人に1席の自習機を与えている。《別添資料1-1法科大学院便覧34-36頁「自習用スペース」(利用上の注意事項など)、同58-63頁(自習室の座席表など)》加えて、図書室では、図書、判例集・和雑誌・洋雑誌の閲覧・複写を容易に行うことができるほか、オンラインで検索できる法律データベースを完備している。《別添資料1-1法科大学院便覧42-50頁「図書および雑誌等の利用」》この他、授業で使用しない教室・演習室を学生に開放し、自主的な勉強会・ゼミの開催が可能な環境を整備している(「基準10-1-1に係る状況」)。さらに、「法科大学院教育支援室」を設置し、専任の教育支援担当講師が学習上の相談の橋渡しを行うほか、「未修者指導」の担当講師(弁護士)が、添削指導を通じて学生の学修上の疑問に答える体制を整えている。《別添資料1-1法科大学院便覧25頁「未修者指導」》【解釈指針3-2-1-7】

本法科大学院では、集中講義と呼ばれるものは行っていない。ただし、夏休み期間中に、正規の教育課程外の特別の課外授業として、希望者を対象にサマースクールを実施している。ここにおいても、学生が授業時間外の事前事後の学習に十分な時間を確保できるよう、例えば平成29年度の場合、通常の授業期間が終了した7月14日から中21日あけた8月5日から開講し、毎日の授業は10時から17時10分までとして朝と夜の補充学修を可能とし、最終授業は15時に終えたあと翌日午前10時から試験を行っている。《別添資料3-4平成29(2017)年度サマースクール時間割》【解釈指針3-2-1-8】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

(1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

(2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

履修する個々の授業科目について十分な学修が行われることを確保するため、1年次については34単位、2年次については36単位、3年次については44単位の履修(登録)上限を設けている。《後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科規則」(第37条)》

東京大学大学院法学政治学研究科規則

(履修の上限)

第37条 学生は、1年次には34単位を超えて、2年次には36単位を超えて、3年次には44単位を超えて履修することはできない。

(出典：東京大学ウェブサイト「東京大学規則集」)

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07403401.html

この履修登録上限は、再履修科目の単位数を含む。ただし、次の年次への進級は認められたものの、元の年次において必修とされている単位数の一部を修得していないため、進級後にこれを再履修する場合については、4単位を限度として、上記の履修登録可能単位数には算入しないこととしている。ただし、3年次については、上記の不算入の取扱いを行わず、44単位という上限を厳格に適用している。【解釈指針3-3-1-4, 3-3-1-3】

《別添資料1-1法科大学院便覧8-9頁「履修上限」》【解釈指針3-3-1-4】

なお、「サマースクール」(2単位)は、夏休み期間中に、合宿形式で開講する授業科

目であり、正規の教育課程外に位置付けられる課外教育として実施されるものであること、英語を使用することにより充実した教育がなされること、単位を与えることによって学修意欲をより一層喚起することが肝要であること、法科大学院の正規の教育に何らの影響も及ぼさないことから、履修登録上限に拘束されないこととして扱っている。ただし3年次生については、上記の再履修の場合と同様に基準を厳格に適用して、履修上限に含めている。《別添資料1-1法科大学院便覧8-9頁「履修上限」》【解釈指針3-3-1-1, 3-3-1-2】

3年を超える標準修業年限を定めた長期履修については、東京大学大学院法学政治学研究科規則第36条の2および法曹養成専攻教育会議の「長期履修学生制度に関する内規」に基づき、申請する学生から提出された履修計画書を法曹養成専攻学務委員会が審査し適合性を確認したうえで法曹養成専攻教育会議において承認することとしている。《後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科規則」（第36条の2）、別添資料2-4「長期履修学生制度に関する内規」》その際には、他の学生との公平性の観点から、解釈指針3-3-1-4が示している上限よりもさらに厳格に、たとえば2年次の履修を2箇年に分けて行う場合には当該2箇年の合計の上限を36単位とするなど《後記資料「長期履修関係議事録抜粋」》、学生の学修時間は十分に確保されている。【解釈指針3-3-1-5】

東京大学大学院法学政治学研究科規則

(長期履修学生)

第36条の2 学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学則第2条第7項に定めるところにより、法曹養成専攻教育会議の議を経て、これを認めることができる。細則については別に定める。

(出典：東京大学ウェブサイト「東京大学規則集」)

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07403401.html

長期履修関係議事録抜粋

長期履修計画において2年次に当たる2年間は通常の1年間と等しい扱いとする(公平性の観点)。したがって、その1年目に不合格となった授業科目がある場合、2年目にその再履修をすることはできない。また、履修登録は、2年間を通じて、2年次の履修上限である36単位とする(1年目に履修登録後、未受験となった授業科目について、2年目に再度履修することはできるが、その場合も履修上限に算入される)。

(出典：平成23年2月9日法曹養成専攻学務委員会議事録)

2 特長及び課題等

本法科大学院においては、授業担当教員が創意工夫をこらし、それぞれの授業科目の特色を反映した教材を作成している。出版社から法科大学院向け教材として市販しているもののほか、講義用に特に作成された教材を活用するなど、その多様さと質の高さは誇ることができる。また、必修科目、とりわけ法律基本科目においては、TKCの教育支援システムや教員のウェブサイトから教材等を学生にダウンロードさせ、レジュメ等を配付することを通じて、双方向・多方向の授業展開を成功させるために必須となる適切な予習や復習を可能にする工夫をこらしている。さらに、授業科目の内容に応じた多様な授業方法を採用しているほか、実効的な双方向的・多方向的授業を確実に履行している。双方向的授業も、決して「正解」を求めるものではなく、多様で批判的な思考方法を育成するような手法を用いることにより、学生の基礎的な能力を培い、応用力を確実に伸ばすよう努めている。こうした教育手法を教員間において共有するため、他の教員による授業参観を実施し、さらには授業に関する情報交換会を開催して、情報の交換・共有を徹底して図っている。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

(基準4-1-1に係る状況)

(1) 成績評価の指針となる各授業科目における達成度（到達目標）は、授業担当教員が、本法科大学院の法曹養成の目的や科目の性格を勘案して定め、シラバスの「授業の目的・ねらい・進め方」及び「授業の構成」の部分に示している。《別添資料1-2平成29年度シラバス集、別添資料1-3平成30年度シラバス集》『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）』の対象となっている科目については、これをミニマム・スタンダードとするが、本法科大学院で定められる達成度には、より高度な事項や、そこでカバーされていない事項が含まれている。授業担当教員にシラバスの作成を依頼する際に、以上に述べた達成度の意義に沿って「授業の目的・ねらい・進め方」及び「授業の構成」を決定することを明示的に求めることで、各授業科目の達成度が適切に設定されることを確保している。

《別添資料4-1「シラバス作成について」》達成度の意義は、「東京大学法科大学院便覧」に記載することにより学生に周知している。《別添資料1-1法科大学院便覧23頁》【解釈指針4-1-1-1】成績評価は、筆記試験及び平常点によって行い、かつ、(3)で後述する対応を行うことによって、各授業科目の達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行っている。《別添資料4-2「法曹養成専攻成績評価規則」第3条1項》

(2) 成績評価の基準については、まず、成績のランク分け、各ランクの分布のあり方に関する一般的指針を「法曹養成専攻成績評価規則」《別添資料4-2》および「法曹養成専攻における成績評価のガイドライン」《別添資料4-3》に規定し、その内容を学生に周知している。《別添資料1-1 法科大学院便覧 16 頁》

「法曹養成専攻における成績評価のガイドライン」に示す成績評価の意義は次の通りである（平成24年度以降の入学者）。

- A+ 当該科目についてきわめて優秀な学習達成度を示している。
- A 当該科目について優秀な学習達成度を示している。
- B 当該科目について一応の学習達成度を示している。
- C+ 当該科目について最低限の学習達成度を示している。
- C- 当該科目について最低限の学習達成度を示すが、なお相当の努力を要する。
- F 当該科目についての学習達成度が著しく低く再履修させる必要がある。

また、「法曹養成専攻成績評価規則」に示す成績評価の分布のあり方によれば、A+は受験者の総数の概ね5%、AはA+を含めて概ね30%とすることとし、ただし、5%、30%という制限は、受講生が15人以下の授業には適用しないこととしている。この場合も「法曹養成専攻成績評価規則」において、全員にA+の評価をすることはしない旨を明記することによって、授業科目間の評価の尺度の共通化と教員間における尺度の設定に関する認識の共有が行われている。なお、この他に、絶対評価方式を採用する授業科目は存在しない。【解釈指針4-1-1-2(2)】

さらに、各授業科目の成績評価の考慮要素は、各授業科目の担当教員が、科目の性格、授業の目的、進め方等を勘案して適切に決め、事前にシラバス等により学生に周知している。《別添資料1-2平成29年度シラバス集、別添資料1-3平成30年度シラバス集》各考慮要素の評価割合は、各教員の判断に委ねているが、平常点などの評価の割合が大きいときには、事前に学生にその旨を伝えることとし、その旨を成績評価のガイドラインに明定している。《別添資料4-3「法曹養成専攻における成績評価のガイドライン」の「2」》【解釈指針4-1-1-2(1)】

(3) 成績評価が成績評価基準に従って客観的かつ厳正に行われることを確保するため、以下の措置が執られている。まず、筆記試験の採点のために答案を各教員に渡す際、「法曹養成専攻成績評価規則」《別添資料4-2》を毎回添付し、注意を喚起している。同規則は、成績評価の基準を示し成績分布に関する申し合わせを規定しているものであり、学生に対して周知されている内容と同様のものである。《別添資料1-1 法科大学院便覧 16 頁「成績の区分」》また、学生の側での点検を容易にすることをひとつの趣旨として、希望する学生にはすべて答案を返却することとしている。《別添資料4-10「法科大学院の学生に試験答案を返却する旨の掲示」》学生は、自己の成績（C、C+、C-、Fの評価に限る）について、成績の通知を受けてから2週間以内に所定の方式に従い、授業担当教員に対して説明を求めることができることとしており、そのことを学生に周知し、実際にそのような説明願を受け付け、回答している。《別添資料4-2「法曹養成専攻成績評価規則」（第5条）、別添資料1-1 法科大学院便覧 17 頁、別添資料4-4「成績評価の説明願」（様式）》さらに、各授業科目の成績分布のデータは、学期ごとに集計の上、法曹養成専

攻教育会議において各教員に配付され、成績評価基準についての共通の理解が教員間において得られるよう、成績評価基準の意味、成績評価のあり方等について意見交換を行っている。【解釈指針4-1-1-3】

(4) 学生に対しては、成績評価及び同学年次生の中での成績席次が通知されるとともに、成績分布データも学生に対して告知される。《別添資料4-5「平成29年度の成績分布データ(Sセメスター・Aセメスター)」》さらに、多くの科目において、試験後に講評会を開催し、そこにおいて、試験問題に即して成績評価基準を明らかにしている。また、平常点や中間レポートの評価を含めた成績評価基準を示している。《別添資料2-6「平成29(2017)年度Sセメスター試験講評会」、別添資料2-7「平成29(2017)年度Aセメスター試験講評会」》【解釈指針4-1-1-4】

(5) 学期末の定期試験の実施方法については、次の通りである。まず、学生に対しては、「受験者心得」を周知し《別添資料1-1法科大学院便覧14-15頁》、同様の内容を各試験の開始直前に読み上げている。また、採点をする教員に対しては、採点の客観性・厳正性を確保するために、試験答案を各担当教員に渡す際に匿名化し、答案に付された整理番号で成績評価を行ったうえで、それを集計することとしている。

(6) 不合格者に対する「再試験」は実施していない(翌年度において、当該科目の再履修を求めている)。病気・事故その他のやむを得ない事由による「追試験」は実施している。《別添資料4-6「追試験の実施要領について」、別添資料4-7「平成29年度の追試験時間割(Sセメスター・Aセメスター)」》追試験においては試験時間、答案用紙枚数及び持込許可物等について通常の期末試験と同様の実施方式がとられ、また、追試験を行う授業科目の担当教員には試験問題の作成を依頼する際に、本試験と同じ問題を出題することのないようにすることをはじめ、追試験において受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないようにするための諸点を、周知・徹底している。【解釈指針4-1-1-5, 4-1-1-6】

(7) 本法科大学院においては、成績評価にあたって、例外的に、平常の成績又はレポート等により採点することが認められている《後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科規則」(第43条)》。筆記試験を行わず平常の成績、レポートあるいは口述試験等だけにより成績評価することは、授業科目の性質に照らして適切だと考えられる場合に限って認められる。たとえば、割り当てられたテーマについて報告しレポート作成することが教育の中心である演習科目、実技の習得が目標である科目(「模擬裁判」、「法律相談クリニック」、「ビジネスプランニング」等)、小人数による討論を通じて理解を深めることが予定されている科目(「法のパースペクティブ」等)がこれに該当する。なお法曹養成専攻学務委員会により、次年度のシラバスの内容を確認する際には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であることを確認する。

平常の成績又はレポート等により採点する科目については、その性質上画一的な採点基準に従った成績評価は不可能であるが、授業における討論等への参加(口頭報告・発言等)及び授業で課した起案、プランニング、レポート等の内容を考慮要素として、学生の能力・資質につい

での適正かつ厳格な評価を行っている。【解釈指針4-1-1-7】

東京大学大学院法学政治学研究科規則

(定期試験)

第43条 定期試験は、授業の行われた学期の授業期間の末に行う。2学期にわたって授業の行われた科目及び通年で授業の行われた科目については、最後に授業が行われた学期の授業期間の末に、これを行う。ただし、試験を行うことなく、平常の成績又はレポート等により、採点することを妨げない。

(出典：東京大学ウェブサイト「東京大学規則集」)

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07403401.html

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

客観的かつ厳格な成績評価がなされることを前提として、十分な学修の成果を挙げていない1年次及び2年次の学生については、次の年次に進級しそこで履修すべき科目を受講することを認めない、進級制限の制度（進級制）を設けている。すなわち、1年次又は2年次に在籍する学生が、その年次に必修とされている単位数の3分の2（1年次については24単位、2年次については18単位）を修得しない場合は、次の年次に進級することができず、その学生の当該年度の履修単位はすべて無効となる。これに加えて、平成24年度以後の入学者については、GPA制度を導入している。すなわち、1年次又は2年次の学生が、その年次の必修科目につき、A+を4.5点、Aを4点、Bを3点、C+を2点、C-を1.5点、F及び未受験科目を0点として計算された1単位あたりの平均点（GPA）が1.8未満の場合も、上記の場合と同様に、次の年次に進級できず、当該年度の履修単位がすべて無効とされる。原級留置となった学生は、当該年次において必要な授業科目をすべて再履修することになる。これは、進級できない学生は学修において基本的な問題を抱えていることが多く、再度の学修を求め、着実な修得を確保することが適切であると考えられるためである。そして、2年連続して進級できなかった学生は、学業達成に見込みのない者として在籍資格を失うこととなる。以上のことについては、法科大学院便覧に記すほか、新入生オリエンテーションでも特に説明することによって、学生に周知している。《後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科規則」（第40条）、別添資料4-2「法曹養成専攻成績評価規則」（第4条）、別添資料1-1法科大学院便覧8頁「進級制」》【解釈指針4-1-2-1、4-1-2-2】（【解釈指針4-1-2-3】については該当なし。）

東京大学大学院法学政治学研究科規則

（進級制）

第40条 1年次又は2年次に在籍する学生が、その年次に必修とされている単位数の3分の2以上を修得しない場合又は必修科目の成績が法曹養成専攻教育会議の定める基準に満たない場合は、次の年次に進級することができない。その場合において、進級できなかった学生の当該年度の履修単位はすべて無効とする。

2 2年連続して進級することができなかった学生は、学生の身分を失う。

（出典：東京大学ウェブサイト「東京大学規則集」）

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07403401.html

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属

する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位数を、31単位以上修得していること（なお、(2)において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 本法科大学院の課程を修了するためには、標準修業年限である3年以上在学し、所要の科目を履修して、93単位以上の所定の単位数を修得することが必要である。《後記資料「東京大学大学院専門職学位課程規則」(第20条、第21条)、後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科規則」(第39条、別表2)》

ア 他の研究科、教育部及び本研究科の他の専攻に属する科目を、あらかじめ法曹養成専攻長の許可を受けて履修した場合には、それによって修得した単位は、12単位以内に限り、本法科大学院の選択科目の単位数に代わるものと認定され、修了要件となる単位数に算入できる。《後記資料「東京大学大学院専門職学位課程規則」(第23条)、後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科規則」(第38条)》

イ 本法科大学院入学前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、他の研究科、教育部及び本研究科の他の専攻に属する科目について修得した単位と合わせて30単位を超えない範囲で、法科大学院における授業科目により修得したものとみなすことができる。また、入学する前に修得した単位を法科大学院における授業科目により修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。《後記資料「東京大学大学院専門職学位課程規則」(第24条、第6条)》申請があった場合には、専攻長、副専攻長2人、及び教授又は准教授若干名から構成される法曹養成専攻学務委員会が厳格な審査を行うこととしている。《後記資料「法曹養成専攻学務委員会について」》

ウ 法学既修者については、1年を超えない範囲で在学し、1年次の必修科目のうち法曹養成専攻教育会議の指定する30単位を取得したものとみなされる。この30単位は、1年次配当の必修科目すべての単位にあたる。《後記資料「東京大学大学院専門職学位課程規則」(第22条)、後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科規則」(第36条)》

法学既修者については、前記アおよびイによる単位を取得しても修了要件である 93 単位には算入しないこととしているので《前記諸規則、別添資料 1-1 法科大学院便覧 8-9 頁「履修上限」》、基準「ウ」にいう「アとイによる単位と合わせて」の条件も充たしている。

(2) 基準 2-1-5 から基準 2-1-8 までに係る各状況としても記述したところではあるが、必修科目・選択必修科目を「法曹養成専攻（法科大学院）授業科目表」《別添資料 1-1 法科大学院便覧 26-27 頁》のように設定しており、それを簡潔に箇条書きとすれば以下に掲げる通りであって、ア～カの条件を充たしている（丸数字は、同科目表における記号を示す。）。

[公法系科目] 10 単位が必修

[民事系科目] 32 単位が必修

[刑事系科目] 12 単位が必修

[②法律実務基礎科目] 10 単位が必修・選択必修（「基準 2-1-6 に係る状況」にも記述したとおり、「リサーチ、ライティング&ドラフティング」を必修科目としている。）

[③基礎法学・隣接科目] 4 単位が必修

[④展開・先端科目] 12 単位が選択必修

なお、1 年間を在学期間とみなすため合計 3 年間在学したこととされる法学既修者が入学時に修得したとみなされる 30 単位は、「法曹養成専攻（法科大学院）授業科目表」の「配当年次」のとおり、法学未修者が 1 年次において履修する必修科目に相当するものに限られており、それ以外に、公法系科目 6 単位、民事系科目 12 単位、刑事系科目 6 単位、が必修科目となっていることから、基準 4-2-1 (2) ただし書の条件を充たしている。

(3) 法律基本科目は、すべて必修科目又は選択必修科目とされているので、その総計である 54 単位を除く単位はすべて、法律基本科目以外の科目の単位であるということになる。修了単位が 93 単位であることに照らすと、法律基本科目以外の科目から 39 単位以上を修得しなければ修了できないということになる。これは、基準 4-2-1 (3) に定める 31 単位を超えている。法学既修者の場合も、入学時に修得したとみなされる単位はすべて法律基本科目に相当するものであり、入学後に、法律基本科目以外の科目から 39 単位以上を修得しなければならないので、法律基本科目以外の科目の単位を 31 単位以上修得することとする条件を充たしている。

平成 24 年度以降の入学者については、GPA 制度を導入している。基準 4-1-2 に関して示したとおり、1 年次又は 2 年次において、必修科目につき、A+ の成績評価を 4.5 点、A を 4 点、B を 3 点、C+ を 2 点、C- を 1.5 点、F 及び未受験科目を 0 点として計算された 1 単位あたりの平均点 (GPA) が 1.8 未満の場合、次の年次に進級できず、2 年連続して進級できないと在籍資格を失うこととしている。未修者にとっては 2 年次への進級が、またすべての学生にとって 3 年次への進級が、修了の要件となることから、各年次における到達目標の達成度を評価するものとして GPA 制度を修了の認定に組み込み、活用している。

《前記「基準4-1-2に係る状況」として掲げた資料》【解釈指針4-2-1-2】

東京大学大学院専門職学位課程規則

(在学期間の短縮)

第6条 研究科等は、前条又は第21条の規程にかかわらず、第14条1項又は第24条の規程により当該専門職学位課程に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規程により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、当該専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年以在学するものとする。

(標準修業年限)

第20条 法科大学院の課程の標準修業年限は、第4条の規程にかかわらず、3年とする。

(修了要件)

第21条 法科大学院の課程の修了の要件は、第5条の規程にかかわらず、3年以上在学し、法学政治学研究科で定めるところにより、所要の科目を履修して、93単位以上の所定の単位を修得しなければならない。

(法学既修者)

第22条 本学の法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下本条において「法学既修者」という。)に関しては、法学政治学研究科で定めるところにより、前条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で同研究科が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で同研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、法科大学院の課程において、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第6条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、次条及び第24条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第1項ただし書及び次条ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 23 条 法学政治学研究科は、教育上有益と認めるときは、本学の法科大学院の課程に在籍する学生(以下「法科大学院学生」という。)が法学政治学研究科の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、30 単位を超えない範囲で本学の法科大学院の課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法科大学院の課程において、93 単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定は、法科大学院学生が、外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院において単位を取得する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 24 条 法科大学院学生が、本学の法科大学院の課程に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目に関し修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、転学等の場合を除き、本学の法科大学院の課程において修得した単位以外のものについては、前条の規定により本学の法科大学院の課程において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位(前条ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(出典：東京大学ウェブサイト「東京大学規則集」)

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/u0740785001.html

東京大学大学院法学政治学研究科規則

(法学既修者)

第 36 条 法学既修者として入学を認められた者は、1 年在学し、1 年次の必修科目のうち法曹養成専攻教育会議の指定する 30 単位を取得したものとみなす。

2 法学既修者として入学を認められた者は、2 年次より履修を開始する。

(他の研究科及び専攻の科目)

第 38 条 学生は、選択科目の履修に代えて、他の研究科、学際情報学府、公共政策学教育部及び本研究科の他の専攻に属する科目を 12 単位以内において履修することができる。ただし、この科目を履修する場合は、あらかじめ、法曹養成専攻長の許可を受けなければならない。

(修了要件単位)

第 39 条 専門職学位課程規則第 21 条の定めるところにより、本専攻を修了して法務博士(専門職)の学位を得るためには、別表 2 履修要件の項に定める単位を修得しなければならない。

別表 2 専門職学位課程(法曹養成専攻)科目表(必要な欄のみ抜粋)

「選択」の「履修要件」欄

必修科目及び選択必修科目と合わせて修了要件(93 単位以上)を満たす単位数

(出典：東京大学ウェブサイト「東京大学規則集」)

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07403401.html

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/word/403400021.doc

法曹養成専攻学務委員会について

1. 法曹養成専攻学務委員会(以下、委員会と略す。)は、専攻長、副専攻長 2 名、及び教授又は准教授若干名によって構成し、専攻長が議長となる。
2. 研究科長は委員会に出席するものとする。
3. 委員会は、法曹養成専攻教育会議の委任を受けた事項を所管する。
4. 委員会は、法科大学院における教育水準・教育活動の状況に関する自己点検及び評価を所管する。

(出典：法曹養成専攻(法科大学院)規則集)

基準4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本法科大学院の修了の認定に必要な修得単位数は、93単位である。

《前記「基準4-2-1に係る状況」》

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者（法学既修者）として認めるに当たっては、入学試験において、公法系、民事系、刑事系の3系統から各1題、計3題の法律科目試験を課すこととしている。《別添資料4-8「法曹養成専攻入学者選抜規則」（第7条第2項）、別添資料4-9「入学者選抜手続規程」（第9条第2項）》法律科目試験の出題内容は、3系統の試験により法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目（基本科目憲法・行政法・民法1～3・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法）のすべてに対応するように、複合的な内容で幅広い分野をカバーするものであり、本法科大学院において必要となる基礎的な学識を多面的かつ的確に判定するよう工夫されたものである。《別添資料4-11「法曹養成専攻専門職学位課程（法科大学院）入学試験問題》したがって、特定の教育内容を前提とした試験ではなく、特定の大学・学部出身者に有利になるような出題内容ではない。法律科目試験の採点は、匿名化された答案について行われており、出題及び採点において、受験者間の公平性は担保されている。採点にあたっては、出題・採点委員会において事前に基準を確認するとともに、出題・採点委員による採点について、試験科目ごとに成績に即した区分をし、それぞれの区分の代表的な答案につき採点の実際を検証し、法学既修者として十分な能力を備えた者のみが合格となることを確保している。また、入学者選抜の総合審査において、法律科目試験の各系統について、法学既修者として十分な能力を有しているかを判定することにより、履修免除の対象となる全ての科目について基礎的な学識を有する者のみが法学既修者として認定されることを確保している。《別添資料4-9「入学者選抜手続規程」（第10条第2項）》そして、こうした法律科目試験により法学既修者として認定された場合に履修免除が認められる法律基本科目30単位は、上記の法学未修者1年次に配当される法律基本科目に限られており、在学期間の短縮と修得したものとみなされる単位数の関係を適切に考慮している。これらの30単位は、一括して履修免除とされる。《「基準4-2-1に係る状況」》【解釈指針4-3-1-1, 4-3-1-2, 4-3-1-3, 4-3-1-4, 4-3-1-5, 4-3-1-7】[4-3-1-4(2)は該当なし]

入学試験においては、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果により法学既修者として認定することは行っていない。（総合審査における参考資料として、その成績を提出することを妨げておらず、あくまでも他の資料と共に審査の対象となる付随的参考資料として取り扱っている）《別添資料4-8「法曹養成専攻入学者選抜規則」（第9条）》【解釈指針4-3-1-6】

2 特長及び課題等

本法科大学院における授業の水準は総じて極めて高く、それに応じ、各科目の到達目標は高く設定され、厳格に成績評価が行われている。このため、学生は相当に厳しい学修を求められるが、それは、本法科大学院が養成しようとする法曹としての基幹能力を身につけさせるために必要なことである。また、本法科大学院では、厳格な意味での進級制が採られており、進級できなかった学生については、当該年度に履修した授業科目の単位がすべて無効となり、再度の学修が求められることになっている。進級できなかった学生は、学修において基本的な問題を抱えていることが多く、再度改めて学修を求める必要性が高いと認められるためである。そして、平成 24 年度以降の入学者については、GPA 制度により進級の要件をさらに厳しくしている。今後も、進級制度や修了認定のあり方については引き続き検証を行い、必要があれば改良を加えていく。

また、本法科大学院は、入学試験において法学既修者としての認定を行うために、科目ごとに細分化された出題ではなく、公法系・民事系・刑事系の 3 系統から各 1 問を出題することとしている。これは、入学志願者が、試験の準備のために、論点ごとに解答パターンを暗記し、それを試験において自らの思考・分析を介することなくはき出すといった、旧司法試験受験の弊害として指摘されてきた事態に対して、日頃からの充実した学修によって得られるはずの成果を確認し、法学既修者としての基礎的な思考能力・分析能力が備わっていることを的確に判定するように工夫されたものである。もっとも、このような趣旨がどの程度実現されているかについては、毎年検討会を行っており、現在までのところ、見直しの必要を感じていない。法曹養成専攻入学者選抜委員会（後記「基準 6-1-1 に係る状況」）において、毎年、入学試験の成績と入学後の成績との関係を分析している。年により若干のばらつきがあるが有意な見直しの方向性は抽出されていない。なお、特に適性試験の廃止に伴い、とりわけ、今後も、入学試験における出題の内容及び方法について継続的に検討していく必要があると認識している。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院における授業の内容及び方法の質をより一層向上させるため、専攻長、副専攻長及び若干名の教員からなる教育方法助言委員会を設置している。同委員会は、各教員の授業参観を行うほか、研究会、研究その他のプログラムを企画及び実施し、関連する資料の収集を行うこととされている。この規則に基づき、教育方法助言委員会は、授業の内容・進め方等に関する情報交換会を継続的に開催して教員間で意見交換を行い、さらに法曹養成専攻教育会議においても、教育のあり方に関する意見交換を行っている。《後記資料「法曹養成専攻教育向上体制規則」》【解釈指針5-1-1-1, 5-1-1-2, 5-1-1-4】

以上のことを具体的に敷衍すると、以下の通りである。

授業参観では、教育方法助言委員会が指名する教員が、他の教員の授業を参観し、その授業に関する報告書を同委員会に提出することとされている（報告書は、参観対象の授業担当教員にも回付される）。《別添資料5-1「授業参観の実績」》それによって、授業の内容及び方法について、優れた点を相互に学び、改善すべき点を指摘して、教育のなお一層の向上を期している。《後記資料「法曹養成専攻教育向上体制規則」（第3条）》

また、教育方法助言委員会は、授業に関する情報交換会を開催し、授業で取り上げる内容や、学生への発問の仕方などを含む授業の進め方について意見交換を行っている。《後記資料「授業に関する情報交換会実施記録」》

情報交換会では、①授業で配付したレジュメ・資料を配付して、それについての意見交換を行う、②コアカリキュラムと授業内容の関係について意見交換を行う、③学生による授業評価アンケートの結果についての分析等を行う、④未修者に対する効果的な教育のあり方について意見交換を行う等、教育内容・方法の改善方策、などについて協議してきた。さらに必要な改善策については、法曹養成専攻教育会議に上程して審議・決定することとしている。たとえば、未修者に対する対策として、教育会議の審議によって、平成26年度から法科大学院同窓会の弁護士の助力を得て、授業外の支援として、未修者指導プログラムが実施されるに至っている。

本法科大学院では、学生による授業評価アンケート（履修者数が10人以内の授業を除く。）の実施を義務づけており、アンケートの結果は、各設問項目につき、パーセンテージ化して各教員に伝えるとともに、自由記載欄については、そのコピーを各教員に配付しており、各教員が個別に検討、対応している。また、アンケートの結果を情報交換会で分

析・検討し、授業で改善すべき点等について意見交換を行っている。なお、授業評価アンケートは、教育方法助言委員会が定めた様式を用いて実施している。《後記資料「法曹養成専攻教育向上体制規則」（第4条、第5条）、別添資料5-2「法曹養成専攻2017年度S Semester授業評価の集計結果」「法曹養成専攻2016年度A Semester授業評価の集計結果」》

さらに、毎年、専攻長、副専攻長及び他の学務委員が分担して、1年次・2年次のすべてのクラスの学生と懇談し、学生から多様な意見を聴取して、その内容の記録を整理、保存し、教育内容・方法の改善方策を検討する上での重要な参考資料としている。学生からの意見の概要については、法曹養成専攻学務委員会、法曹養成専攻教育会議、及び授業に関する情報交換会に提示して、意見交換を行っており、必要に応じて対応する体制となっている。

また、専攻長宛メールアドレスを設け、学生から電子メールによって意見・要望を募集し、学生の声を教育・運営の改善・向上に役立てている。《別添資料1-1法科大学院便覧52頁》

各教員の知見に関しては、まず、法曹養成専攻に所属する実務家教員については、他大学での授業担当や企業法務担当者の研修セミナーなどにおいて教育上の経験を有する者が少なくない。また、研究者教員についても、かねて実務家との共同研究を行い、また、法制審議会をはじめとする各種の審議会において実務家とともに議論をすることを通じて、専門領域に関する実務上の知見を有する者が多い。それに加え、経験・知見のなお一層の充実を期するため、教育方法助言委員会が開催する情報交換会においては、実務家教員及び研究者教員双方の参加を得て、相互に知見を交換している。情報交換会の出席率は高く、毎回、30人以上の教員が参加している。《後記資料「授業に関する情報交換会実施記録」》また、実務家教員及び研究者教員が共同で授業を担当する場合には、授業の企画・準備・実施の過程で相互に有益な経験・知見を獲得することができている。加えて、実務家教員が担当する法律実務基礎科目の授業内容を定める場合には、開講前において、担当教員がそれぞれの授業に対応する法律基本科目の研究者教員にシラバスを送付し、その内容について確認するとともに、授業期間中においては必要に応じて関係教員間で協議を行っている。《後記資料「実務家教員と研究者教員が共同で担当する授業の例」》【解釈指針5-1-1-3】

法曹養成専攻教育向上体制規則

(教育方法助言委員会)

第1条 法曹養成専攻における授業の内容及び方法(成績評価の方法を含む)の質をより一層向上させるため、同専攻に教育方法助言委員会(以下「委員会」という)を置く。

2 委員会は、法曹養成専攻長、同副専攻長及び若干名の教員をもって構成する。

(教育方法助言委員会の任務)

第2条 委員会は、第3条において定めるほか、研究会、研究その他のプログラムを企画及び実施し、関連する資料の収集を行なう。

(授業参観)

第3条 委員会は、各教員の授業参観を行なう。

2 各教員は、他の教員の授業を参観し報告書を提出するものとする。授業参観教員の割当て等は、委員会が担当する。

3 前2項の規定にかかわらず、当分野の間、各教員は下記の3方式の中から自己に適用される方式を選択することができる、

イ 自己の授業につきビデオ撮影を行ない、その録画を自己点検し、委員会に報告書を提出する。

ロ 委員会の指名した教員が授業参観をすることを認める。参観した教員は、報告書を委員会に提出する。

ハ 委員会が授業参観をすることを認める。

(授業評価)

第4条 法曹養成専攻の授業は、履修した学生からの評価を受けなければならない。ただし、履修者数が10名以内の授業は、この限りでない。

2 評価アンケートの様式は、委員会が定める。

3 個々の授業に関する学生授業評価の結果につき、委員会は閲覧謄写をすることができる。

4 学生による授業評価の結果に対して、授業担当教員はコメントを付すことができる。委員会は、授業担当教員にコメントを求めることができる。

(授業評価の公表)

第5条 法曹養成専攻全体での学生授業評価の概要は、公表する。

2 個々の授業に関する学生授業評価の結果は、評価した学生にも公表しない。

(出典：法曹養成専攻(法科大学院)規則集)

授業に関する情報交換会実施記録

(平成 25 年度以後)

平成 25 年 12 月 5 日 (37 名出席)

- ・ 法律実務基礎科目について

平成 26 年 12 月 4 日 (35 名程度出席)

- ・ 未修者教育、特に「未修者指導」について
- ・ 予備試験受験者による欠席の扱いについて

平成 27 年 12 月 3 日 (35 名程度出席)

- ・ 未修 2 年次の未修者指導
- ・ 法律実務基礎科目等

平成 28 年 12 月 8 日 (35 名程度出席)

- ・ 日々の授業における工夫と所感

平成 29 年 12 月 7 日 (40 名程度出席)

- ・ 共通到達度確認試験及び未修者教育

(出典：法曹養成専攻長室保管資料)

実務家教員と研究者教員が共同で担当する授業の例

(実務家教員には下線を付した)

平成 27 年度 S セメスター

国際租税法 増井良啓・藤枝純

平成 27 年度 A セメスター

現代法の基本問題 樋口範雄・児玉安司

倒産処理研究 松下淳一・渡邊光誠・鐘ヶ江洋祐・三森仁

会社労使関係法 岩村正彦・神作裕之・井上幸夫・峰隆之

国際取引法 藤田友敬・松下淳一・中里実・中川淳司・平野温郎・

唐津恵一

平成 28 年度 S セメスター

国際租税法 増井良啓・伊藤剛志

平成 28 年度 A セメスター

倒産処理研究 松下淳一・渡邊光誠・鐘ヶ江洋祐・三森仁

会社労使関係法 荒木尚志・小川英郎・杉野由和・中井智子

国際取引法 藤田友敬・松下淳一・中里実・中谷和弘・平野温郎・

唐津恵一

平成 29 年度 S セメスター

国際租税法 増井良啓・伊藤剛志

平成 29 年度 A セメスター

現代法の基本問題 樋口範雄・児玉安司

倒産処理研究 松下淳一・渡邊光誠・三森仁

会社労使関係法 荒木尚志・小川英郎・杉野由和・中井智子

国際取引法 藤田友敬・松下淳一・中里実・中川淳司・平野温郎・

唐津恵一

(出典：法曹養成専攻長室保管資料)

2 特長及び課題等

本法科大学院においては、教育内容・方法の改善のため、その一環として、教員による相互授業参観を実施している。これは、参観対象の授業担当者にとっては、優れた点の指摘とともに、問題点の自覚を迫るものであり、改善のための契機となるものであるが、参観する教員にとっても、他の教員の授業を目の当たりにすることによって、優れた点を学ぶ機会となり、極めて有益である。本法科大学院では、参観を担当する教員の負担を考慮し、少なくとも3年に1回はすべての教員が授業参観を受けることを目標とすることが、法曹養成専攻教育会議で決定され、授業参観を進めている。授業参観を行った場合、参観した教員は授業参観報告書を提出する。相互授業参観を踏まえて、さらに授業内容・方法を向上させることが今後の課題である。

また、1年次・2年次学生と専攻長、副専攻長及びその他の学務委員が懇談する機会をもち、学生の意見を積極的に吸い上げる努力を行っている。さらに、専攻長宛メールアドレスを設け、随時、電子メールによる意見提出を可能としている。こうしたことから、教員側からは気付きにくい問題を把握し、必要な改善策を的確かつ迅速に講じることが可能となっている。実際に、例えば、教室や自習室の設備等の不具合等について、学生からの指摘を踏まえて改修等の対応を検討したり、あるいは、未修者指導について、出題の趣旨や採点基準などを自習用に活用するため公表して欲しいという要望を受けてこれを実現したりするなど、可能な改善策は講じているところである。さらに、授業評価アンケートの義務化によって、すべての教員が、学生の率直な意見を得ることができており、これも、教育内容・方法の改善に大きく資するものとなっている。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院の理念及び目標は、国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、国際的にも、また先端分野においても活躍できる高い水準の法律家を養成することである。そして入学者受入方針は、全学の大学院課程としての方針が定められ、全学の方針を踏まえ、本法科大学院として学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と一貫性のあるものとして定めている。

東京大学の大学院課程における入学者受入方針

東京大学の使命と教育理念

1877年に創立された我が国最初の国立大学である東京大学は、国内外の様々な分野で指導的役割を果たしうる「世界的視野をもった市民的エリート」（東京大学憲章）を育成することが、社会から託された自らの使命であると考えています。このような使命のもとで本学が目指すのは、自らよって立つ歴史や文化に深い理解を示すとともに、国際的な広い視野を持ち、高度な専門知識を基盤に、問題を発見し、解決する意欲と能力を備え、市民としての公共的な責任を引き受けながら、強靱な開拓者精神を発揮して、自ら考え、行動できる人材の育成です。

期待する学生像及び入学者選抜の基本方針

東京大学は、このような教育理念に共鳴し、健全な倫理観と責任感を備え、強い意欲を持って学ぼうとする志の高い皆さんを、日本のみならず世界の各地から積極的に受け入れます。東京大学が求めているのは、本学の教育研究環境を積極的に最大限活用して、自ら主体的に学び、各分野で創造的役割を果たす人間へと成長していこうとする強い意志を持った学生です。何よりもまず大切なのは、上に述べたような本学の使命や教育理念への共感と、本学における学びに対する旺盛な興味や関心、そして、その学びを通じた人間的成長への強い意欲です。自らの興味・関心を生かして主体的に幅広くさらに専門分野における深い学び、その過程で見出されるに違いない諸問題を関連づける広い視野、あるいは自らの問題意識を掘り下げて追究するための深い洞察力を真剣に獲得しようとする人を東京大学は歓迎します。

このような期待する学生像に沿って、各研究科等の特性に応じた入学者選抜を実施します。

法学政治学研究科法曹養成専攻（専門職学位課程）における入学者受入方針

【教育研究上の目的】

本研究科法曹養成専攻専門職学位課程（法科大学院）は、社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理感を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を養成することを目的とする。

【求める学生像】

社会に貢献しようという高い志をもって法律の学習に取り組み、法の体系・理論・運用を理解したうえで、法的問題を解決するために自らの思考を発展させることのできる者。

【入学者選抜】

入学者選抜においては、法律家として活動するための基礎となる問題発見能力、論理的思考力、文章作成能力、語学力等が問われ、上記の学生像に合致するかが総合的に判定される。法学既修者については、これに加えて、法律基本科目につき、法科大学院における発展的な学習に対応できるだけの知識と理解を有しているかが問われる。

入学者受入方針は、学生募集要項に記載し、ウェブサイト等を通じて公表している。本法科大学院では、目標に沿った法曹養成教育を受けるのにふさわしい優れた資質及び強い意欲を備えた者を、公平性・開放性・多様性に配慮して選抜するために、法科大学院適性試験の成績、外国語の能力、学業成績、筆記試験の成績、面接試験（未修者のみ）の成績及び入学願書等の審査対象資料に基づいて、総合的な判定を行っている。法曹養成専攻では、一学年の受入予定人員 230 人のうち、概ね 165 人を法学既修者として入学する者に割り当て、65 人を他大学の卒業生、理系をはじめとする多様な学修経験や社会人としての貴重な経験を持つ者など、様々なバックグラウンドを持つ学生が入学することを期待して、法学未修者に割り当てるとともに（法学未修者と法学既修者との併願は認めていない）、受入予定定員 230 人の概ね 3 割は、社会人経験のある者及び理系その他の他学部出身者が占めることを目安としている。《別添資料 4-8 「法曹養成専攻入学者選抜規則」（第 2 条～第 9 条）、別添資料 6-1 「平成 30(2018)年度東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻専門職学位課程（法科大学院）入学願書」（以下、「別添資料 6-1 入学願書」という。）》

以上の当法曹養成専攻の理念及び目標、並びに、入学者受入方針は、「学生募集要項」（1.～4.）及びウェブサイト上の「法科大学院概要」（「1 法科大学院の目標」、「6 入学者選抜に関する基本的な考え方」）で、それぞれ公表し、毎年開催している入学試験ガイダンス（法科大学院紹介ガイダンス）でも説明することで、周知を図っている。《別添資料 1-4 学生募集要項 1 頁、後記 URL 「法科大学院概要」、後記資料「法科大学院紹介ガイダンス開催状況」》

「法科大学院概要」（本法科大学院ウェブサイト内）

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/students/law/overview/>

(印刷したもの=別添資料 web-6)

法科大学院紹介ガイダンス開催状況（最近3年間）

法科大学院 平成30（2018）年度入学者選抜

日時： 2017年7月8日（土） 午前10時30分～12時

場所： 東京大学本郷キャンパス 法文1号館 第25番教室

参加者：約230名

法科大学院 平成29（2017）年度入学者選抜

日時： 2016年7月2日（土） 午前10時30分～12時

場所： 東京大学本郷キャンパス 法文1号館 第25番教室

参加者：約250名

法科大学院 平成28（2016）年度入学者選抜

日時： 2015年7月4日（土） 午前10時30分～12時

場所： 東京大学本郷キャンパス 法文1号館 第25番教室

参加者：約190名

（出典：法曹養成専攻長室保管資料）

基準6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準6-1-2に係る状況）

本法科大学院では、入学者選抜に係る種々の業務を所掌するための組織として、「法曹養成専攻入学者選抜委員会」を設置している。本委員会は、研究科長、法曹養成専攻長及び必要な数（現在4人）の教授・准教授で構成されており、入学者選抜の日程、募集要項の作成、筆記試験問題作題の基本方針（法学既修者の認定に関するものを含む）の決定、筆記試験問題採点業務の基本方針の決定、入学者選抜の基本的な実施体制の決定等を行うとともに、法曹養成専攻教育会議に提出する合格者決定の原案を作成している。《別添資料4-8「法曹養成専攻入学者選抜規則」第1条》

基準6-1-3

各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準6-1-3に係る状況)

本法科大学院は、入学者受入方針に照らし、「開放性」を基本として、法曹養成専攻の入学者選抜への出願資格について、大学を卒業した者及び入学予定年度の前年度末に卒業見込みの者、並びに関係法令等によってそれと同等の資格を有すると認められる者すべてに認めている。入学者選抜にあたって、東京大学法学部の在学生や卒業生に対し、優先的な合格者の人数枠を設定するということはない。平成30年度の入学者選抜結果を見ると、法学未修者合格者59人中、解釈指針6-1-3-1にいう「自校出身者」は8人、法学既修者171人中、「自校出身者」は69人である。いずれも、出願者の成績等を公正に総合評価した結果である。《別添資料4-8「法曹養成専攻入学者選抜規則」、別添資料1-4学生募集要項、別紙様式2「学生数の状況」、別添資料6-2「法科大学院入学者選抜試験合格者数」(平成27年度～平成30年度)》【解釈指針6-1-3-1(1)】

(【解釈指針6-1-3-1(2)】は該当なし。)

身体に障害のある受験者に対しては、出願時に申出をするように、学生募集要項に明記し、申出があった場合には、障害の種類や程度に応じた措置を行っている。《別添資料1-4学生募集要項7.(3)》【解釈指針6-1-3-1(3)】

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

本法科大学院の入学者選抜は、第1段階選抜及び第2段階選抜（第1段階選抜の合格者に対して実施）で構成される。

平成30年度までの入学者選抜においては、第1段階選抜では、法科大学院適性試験の成績、外国語の能力及び学業成績を用いて選抜している。その際、適性試験の成績が同試験総受験者の下位15%以下の者は選抜の対象としないものとしている。このことは、募集要項に記載している。《別添資料1-4学生募集要項》第2段階選抜では、未修者については筆記試験と面接試験、既修者については筆記試験を課した上で、入学志願者が提出した法科大学院適性試験の成績、外国語の能力、学業成績、筆記試験の成績、面接試験の結果（未修者のみ）、及び入学願書等を総合考慮することにより判定する総合審査によって合格者候補を選抜している。《別添資料4-8「法曹養成専攻入学者選抜規則」、別添資料1-4学生募集要項2.（2）、別添資料6-1入学願書》【平成29年6月改正前の解釈指針6-1-4-1，6-1-4-2】

平成30年度に実施される平成31年度入学者対象入学者選抜においては、入学者選抜において法科大学院適性試験を利用しないことにした。この結果、未修者の選抜手続においては、①小論文・筆記試験、②対面による審査（能力審査）、③書面による審査（実績等審査）を行い、また、既修者の選抜手続においては、①筆記試験（法律科目試験）、②書面による審査（実績等審査）を行い、これらの総合考慮によって、法曹養成専攻における履修の前提として必要とされる判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価することを予定している。これは「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に合致した選抜方法といえる。また、法学未修者について実施される小論文・筆記試験は法律学の知識・能力を問うものではなく、また、対面による審査、書面による審査においても、法律学の知識・能力はいっさい加点事由とはしていない。【平成30年4月改正の解釈指針6-1-4-1，6-1-4-2】

法学既修者の入試科目は、公法系科目、民事系科目、刑事系科目の3科目であるが、公法系科目では憲法・行政法、民事系科目では民法・商法・民事訴訟法、刑事系科目では刑法・刑事訴訟法が出題範囲とされており、法学未修者コース1年次教育の科目及び範囲と等しくなっている。《別添資料4-11「法曹養成専攻専門職学位課程（法科大学院）入学試験問題」》また、在学中の大学で4年未満の短縮在学期間でも法令に基づく卒業要件を満たして卒業を認める場合（早期卒業および見込者）には出願資格があるが、4年未満という短縮された在学期間における学業の内容については総合審査で考慮されることになっている。なお、卒業要件を満たしていない学部3年次生は、大学の卒業者としての出願資格は認められず、個別の入学資格審査により出願資格が判断されることになる。【平成30年4月改正の解釈指針6-1-4-3】

基準6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

大学等の在学者で本法科大学院への入学を志願する者については、出願時に、入学願書に高校卒業時からの学歴を記入させるとともに、教養課程又はこれに準ずる課程を含めて大学在学時のすべての成績証明書の提出を求めている。志願者が複数の大学に在学した場合又は外国の大学に在学していた場合も、在学していた期間分の学業成績を示す成績証明書の提出を求めている。さらに、入学願書に自己が本法科大学院に入学するのにふさわしいと思料する事項を特記し、それを証する推薦状等の書類を添付することを認めている。

《別添資料1-4 学生募集要項6.(2)、別添資料6-1 入学願書》

入学者選抜は、第1段階選抜及び第1段階選抜の合格者に対してのみ行う第2段階選抜から構成されている。大学等の在学者については、第1段階選抜及び第2段階選抜において、出願直前に卒業又は卒業見込みの学部での学業成績のほか、複数の学部や大学(外国大学を含む)に在学していた場合にはその学業成績も評価の対象とする。また第2段階選抜では、総合審査において、履修した学業の内容、入学願書に特記された事項、学業以外の経験を考慮している。したがって、入学願書に記載した特記事項によって学部在学中の課外活動等の実績も評価の対象となりうる。また、研究生としての成績や大学院の成績を特記事項として記載することも妨げない。さらに、多様な学識を持つ者へ入学の門戸を開くために、法学未修者として入学する者について、理系の学部出身者を対象とする理系特別選抜枠概ね10人を設けている。こうした選抜方法によって、大学等の在学者については、多様な学識及び課外活動等の実績が適切に評価できるようにしている。【解釈指針6-1-5-1(1)】

社会人等で本法科大学院への入学を志願する者については、出願時に、入学願書に履歴を記入させるとともに、入学願書に自己が本法科大学院に入学するのにふさわしいと思料する事項を特記し、それを証する推薦状等の書類を添付することを認めている。したがって、社会人等は、例えば自己の実務経験を特記事項として記載し、上司等の推薦状(英文でもよい)を添付することができる。《後記資料「法科大学院入学試験に関するQ&Aについて」》そして、第2段階選抜において行う総合審査では、社会人に関しては社会人経験等を考慮することとしている。さらに、法学未修者として入学する者について、3年以上の社会人経験を有する者を対象とする社会人特別選抜枠概ね5人を設けている。こうした選抜方法によって、社会人等について、多様な実務経験及び社会経験を適切に評価できるようにしている。【解釈指針6-1-5-1(2)】

《別添資料4-8「法曹養成専攻入学者選抜規則」(第9条・第10条)、別添資料1-4 学生募集要項、別添資料6-1 入学願書》

本法科大学院では、基準6-1-1に係る状況でも述べたとおり、一学年の受入予定人員230人のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者(以下「他学部出身者」という。)又は実務等の経験を有する者(以下「社会人等」という。)等からの入学者について

概ね 65 人を割り当て、多様なバックランドを考慮した選抜によって、その占める割合が 3 割以上になるよう努めている。ただし、実際の比率は、その年度の入学志願者中の他学部出身者又は社会人等の比率や、それらの者の法科大学院適性試験の成績、外国語の能力、筆記試験の成績等に左右される。平成 30 年度は、入学者 213 人のうち他学部出身者又は社会人等は 52 人であり、その占める割合は 24.4%である。《別紙様式 2「学生数の状況」》【平成 30 年 4 月改正前の解釈指針 6-1-5-1(3)】なお、法科大学院適性試験の任意化・不実施、上記 3 割の努力目標の廃止に伴い、平成 31 年度入学者選抜からは、入学願書や外国語の能力の評価を含めた総合審査を通じて、大学在学学生、社会人等双方とも、その多様な学識、経験、活動を評価することを予定している。

法科大学院入学試験に関する Q&A について

特記事項

Q：特記事項を証明する書類として上司の推薦状を提出しようと思いますが、上司が外国人です。英文の推薦状でも受理されるでしょうか。

A：英文等の推薦状でも受理されます。

(出典：本法科大学院ウェブサイト)

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/law/admission/>

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとなら**ないための措置が講じられていること。**

(基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院の収容定員は690人(入学定員230人×3)であるところ、平成30年5月1日現在の在籍者数は503人であり、収容定員を上回る状況となっていない。入学者選抜においては、在籍者数が収容定員を恒常的に上回ることがないようにするため、適切な合格者数を維持するようにしている。進学できない者や想定年数で修了できない者が存在するが、その数からして、在籍者数が収容定員を恒常的に上回る状態となるおそれはない。

《別紙様式2「学生数の状況」》【解釈指針6-2-1-1】

基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

(基準6-2-2に係る状況)

本法科大学院の入学者選抜の第2段階選抜の合格者数は、入学定員(230人)どおりか、それを若干下回る数となっている。そのため、例年、辞退者が出ることもあり、入学者数の実績は、入学定員を15人前後下回る結果となっているが、入学者が入学定員と著しく乖離するような状況とはなっていない。入学者選抜においては、所定の入学定員と著しく乖離しないよう、入学者選抜の成績と併せて、過去の入学者受入実績を踏まえて合格者数を決定している。《別紙様式2「学生数の状況」》入学定員の充足率で見た場合、平成26年度から30年度までの期間において、入学定員充足率は常に90%を上回っており、所定の入学定員と著しく乖離してはいない。【解釈指針6-2-2-1, 6-2-2-2】

既に述べたように、平成26年度から30年度までの期間において、入学者数は毎年、210人を上回っており、双方向的又は多方向的な授業を効果的かつ継続的に実施するに必要な学生数を確保している。【解釈指針6-2-2-3】

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

本法科大学院の学生の在籍者数及び専任教員数は、別紙様式のとおりであり《別紙様式2「学生数の状況」、別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」、別紙様式4「科目別専任教員数一覧」》、入学定員に見合った質の高い教員を確保できている。また、過去5年間の入学者選抜における競争倍率は、平成26年度が2.48、平成27年度が2.37、平成28年度が2.10、平成29年度が2.04、平成30年度が1.89となっており、年度ごとの変動はあるものの、競争倍率が低いために質の高い入学者を確保できないという状況にはない。なお、平成30年度は競争倍率が2倍をわずかに下回っているが、それ以外の年度はすべて2倍を上回っており、入学定員の見直し等の検討が必要な段階に至っているわけではない。【解釈指針6-2-3-1, 6-2-3-2】

司法試験についても、修了者の多くが最終的に合格に至っている。(平成25年度は受験者357人中合格者197人、平成26年度は受験者304人中合格者158人、平成27年度は受験者305人中合格者149人、平成28年度は受験者285人中137人、平成29年度は受験者271人中合格者134人)《後記URL「司法試験の結果について」(法務省ウェブサイト)》

そのうえで、さらに質の高い入学者を選抜するとともに、入学者に対して入学後にさらに手厚い教育を行うことができるような入学者選抜の在り方については、入学者選抜委員会において継続的に検討を行っている。その検討を受けて、平成28年度の入学者選抜から、未修者の入学定員を従来の概ね75人から、概ね65人へと削減した。これは、1年次の授業について少人数でさらに手厚く行うことを意図したものである。この結果、未修1年次については1クラス35人程度の少人数教育が実現されており、教育効果の充実が期待される。

「司法試験の結果について」(法務省ウェブサイト内)

http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00026.html

2 特長及び課題等

平成30年度までの入学者選抜においては、①法科大学院適性試験の成績によって、法曹養成専攻における履修の前提として必要とされる判断力、思考力、分析力、表現力等を的確かつ客観的に評価し、②外国語の能力を証明する書類によって、法曹養成専攻が目指す国際的に活躍できる法律実務家に必須の外国語の能力を評価し、③大学での学部の学業成績を審査の対象とすることで、学部での一定期間にわたる勉学の状況と内容を考慮し、④筆記試験の成績によって、(1)法学未修者として入学しようとする者については、法曹養成専攻における教育を受ける上で不可欠の長文読解力、論理的思考力、論理的作文能力、多角的な思考力を判定し、(2)法学既修者として入学しようとする者については、法学未修者コース1年次教育の科目・範囲を出題範囲として、法律学を履修した者であれば当然身につけておくべき学力を判定し、⑤法学未修者については面接試験の結果によって、法律家としての資質を判定し、⑥入学願書の特記事項等を審査対象とすることにより、入学志願者の学部での諸活動、社会経験、職業経験、諸資格等を考慮することとしている。客観的な点数等で成績や評価が示される法科大学院適性試験と外国語の能力を証明する書類、及び厳格な管理体制の下で匿名性を厳密に維持して行う筆記試験の採点によって、公平性を確保し、総合審査において、上記の各要素を考慮することで、自校出身者を優先することなく、多様性を実現している。さらに、多様性の実現をより確実にするために、法学未修者として入学する者について、社会人特別選抜枠概ね5人と理系特別選抜枠概ね10人を設けている。

また、入学者受入についても、定員充足率は常に90パーセントを上回っており、入学定員との間に著しい乖離は生じていない。入学者選抜の競争倍率も原則として2倍を上回っている。

今後の課題としては、入学者の入学後の学業成績の追跡調査と分析によって、入学者選抜の精度のより一層の向上を図ることが挙げられる。また、平成31年度以降の入学者選抜においては法科大学院適性試験を利用しないことになるため、新たな入学者選抜制度によって入学者の学業成績等に何らかの変化が生ずるかについて、継続的な調査・分析を実施する予定である。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

まず、入学当初の段階で、全学での入学式とは別に、本法科大学院独自の入学式とともに新生オリエンテーションを行っている。ここでは、大学全体の便覧だけでなく、本法科大学院に即して個々の施設の利用方法・科目履修や学修のあり方を説明した「東京大学法科大学院便覧」《別添資料1-1》を配付し、それに基づいて、本専攻の目標・理念・特色を説明するとともに、研究室・図書館の利用方法、ハラスメント相談・心身の健康管理、ネット環境などについて丁寧に説明している。また、クラス顧問制度を置き、履修相談を含め、学生からの相談に対処できるようにしている。さらに、「法科大学院教育支援室」を設置し、法科大学院学生の学習上の相談の橋渡しを行っている。同支援室には専務スタッフが勤務しており、授業での補助教材の配布なども合わせて担当している。《別添資料1-1 法科大学院便覧 51 頁》【解釈指針7-1-1-1, 7-1-1-2 (1) (既修者について)】

法学未修者については、法学の基礎を1年という極めて短期間のうちに修得する必要から、必修科目が多いカリキュラムを組んでおり、それを履修するだけで履修可能単位数の上限にほとんど達する。したがって、必修科目の履修を堅実にこなし、法学の基礎を固めることを重視し、他の授業科目の履修を最小限にとどめ集中的な学修を行うことを指導している。《別添資料1-1 法科大学院便覧 18 頁》また、入学前の3月の時点で法学未修者向けガイダンスを開催し、事前に指定教科書を読んでもらうことを前提に、法学入門レベルのレクチャーや問答を行うことにより、基本的な法的思考方法についての導入的教育を行っている。《別添資料7-2 「法学未修者向けガイダンスの開催について」》【解釈指針7-1-1-1, 7-1-1-2 (2) (未修者について)】

こうしたカリキュラム設計の工夫に加え、科目によっては、定期試験後には「試験講評会」(2時間)を開催し、また、講評資料を掲示して、質問への回答、試験問題の解説、答案の講評などを行うことで、学生の疑問の解消に努めている。《別添資料2-6 「平成29(2017)年度Sセメスター試験講評会」、別添資料2-7 「平成29(2017)年度Aセメスター試験講評会」》また、各教員は、それぞれの授業の後、時間の許す限り、ときには長時間にわたって質問に応じるとともに、メール等での質問に対応する例も多い。その前提として、授業に際して、各教員が質問や連絡の方法について学生に周知することが通例であり、また、学生は、研究室受付等を通じて個別に教員とアポイントメントをとることがで

きる。

さらに、本法科大学院においては、学生が相互に競争しつつも助け合いながら学習を行う環境を作るために学年ごとにクラス分けがなされているが、各クラスにはクラス顧問教員を2人ずつ配置しており、懇親会などのインフォーマルな場も含めた機会において、学生から様々な要望や相談を受けている。《別添資料7-1「平成30(2018)年度『法科大学院』入学歓迎式・新入生オリエンテーション 日程」》

このように、本法科大学院においては、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るための多様な措置が講じられている。

【解釈指針7-1-1-3】

本法科大学院では、以下のような学習支援体制の整備にも努めている。

まず、ティーチング・アシスタントの制度が、複数の授業科目において学習支援のツールとして活用されており、平成29年度のティーチング・アシスタントは総数で24人であった。また、前記のように、専門の学習支援部門として「法科大学院教育支援室」を設置しており、専任の教育支援担当講師が学習上の相談の橋渡しを行うほか、「未修者指導」の担当講師（弁護士）が、学習支援にあたっている。このような補助的指導においては、司法試験に偏ることなく、「法曹としての基幹能力」を育成研磨することに重点を置いている。《別添資料1-1法科大学院便覧51頁「法科大学院教育支援室」》**【解釈指針7-1-1-4, 7-1-1-5】**

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

経済的支援については、東京大学全体に共通する制度として、経済的理由等により授業料等の納入が困難でありかつ学業優秀と認められる場合には、選考のうえ、授業料等が免除または徴収が猶予される制度を設けている。

学内制度による入学料免除・授業料免除について

項目	免除の種類・金額
入学料 282,000 円	全額免除 282,000 円 半額免除 141,000 円
授業料 804,000 円 (前期・後期 各 402,000 円)	期ごとに 全額免除 402,000 円 半額免除 201,000 円

《別添資料1-1 法科大学院便覧 29 頁、後記資料「東京大学大学院学則」(第 37 条第 2 項、第 38 条、第 39 条第 1 項)、後記資料「東京大学学部通則」(第 49 条の 2、第 55 条)》

また、本法科大学院学生を対象とした給与制の奨学金として、長島・大野・常松奨学金、森・濱田松本奨学金、アンダーソン・毛利・友常奨学金、TMI 奨学金、西村あさひ奨学金があり、これらを総称する法曹養成専攻(法科大学院)奨学生が毎年度 25 人採用されている。その他の奨学金も、随時、学生に対して紹介しており、たとえば、平成 29 年度には、小原白梅育英基金 1 人、日本法制学会 1 人、千賀法曹育英会 4 人、が奨学生として採用されている。

さらに、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度により、平成 29 年度には 113 人(無利子)、33 人(有利子)が奨学生として採用されている。金融機関によるローンについては、三井住友銀行及び第一勧業信用組合と提携している。《別添資料1-1 法科大学院便覧 30 頁「ローン」》

【解釈指針7-2-1-1】

学生の生活相談を行う機関としては、「法学部学習相談室」が設置されている。法学部・大学院法学政治学研究科出身の学習相談員と心理カウンセラーが互いに協力し、将来の進路や日常生活上の悩みなど、メンタル・ケア等の観点から幅広くカウンセリングに応じている。法科大学院学生については、学習面での相談は「法科大学院教育支援室」で受け付けるため、「法学部学習相談室」では心理的な悩みに関する相談のみを受け付けている。平成 26 年度(2014 年度) 2 人、2 回、平成 27 年度(2015 年度) 0 人、0 回、平成

28年度（2016年度）4人、31回、平成29年度（2017年度）2人、2回の学生が利用している。《別添資料1-1 法科大学院便覧 51頁「学習相談室」》

加えて、法科大学院にハラスメント予防担当者を配置し、学生からのハラスメントに関する相談・苦情申立てに対して、全学のセクシュアル・ハラスメント防止や被害救済のための機関であるハラスメント相談所と連携して適切に対応にあたる体制を整備している。学生は、直接、全学のハラスメント相談所に相談することもできる。ハラスメント相談所は、全学に配置されているハラスメント予防担当者と連携し、相談・苦情申立てへの対応、セクシュアル・ハラスメントの防止活動を実施している。

また、本学では、学生をはじめとする大学構成員への相談業務の中核として、全学の相談部門と連携することにより、大学全体の支援機能の強化を図ることを目的として「学生相談ネットワーク本部」を設置している。同本部は、「なんでも相談コーナー」、「学生相談所」、「精神保健支援室」、「コミュニケーション・サポートルーム」により組織されているが、「なんでも相談コーナー」《後記 URL「なんでも相談コーナー」》においては心理的問題や精神保健相談の関係のみならず、学務の相談や進路・就職に関する相談にも応じ、全学の相談施設の総合案内窓口として、学生がいつでも気軽に利用できるような体制を整備している。学生相談所では、学業意欲・対人関係・進路その他様々な問題について、一人一人の克服への道を専門カウンセラーと共に模索していくことが可能となっている。《後記 URL「東京大学学生相談所」》

学生の健康をサポートする機関としては、保健センターが設置されており、定期健康診断、各種特別健康診断、健康管理、健康教育、健康相談、各科診療、救護活動、健康診断証明書及び健康診断書の発行を行っている。《後記 URL「東京大学本郷保健センター」》

以上のような全学機関についても、入学者ガイダンスにおける説明、学生便覧、ホームページ、パンフレット等で学生に周知している。《別添資料1-1 法科大学院便覧 30-31頁「相談」》

【解釈指針7-2-1-2】

「東京大学本郷保健センター」ウェブサイト

<http://www.hc.u-tokyo.ac.jp/guide/hongo/>

（トップページを印刷したもの＝別添資料 web-7）

「東京大学学生相談所」

<http://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/scc/>

（トップページを印刷したもの＝別添資料 web-7）

「東京大学なんでも相談コーナー」

<http://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/nsc/>

（トップページを印刷したもの＝別添資料 web-7）

東京大学大学院学則

(入学料の納付等)

第 37 条 (略)

2 学生の入学料の免除については、第 38 条に定めるもののほか、学部通則の規定を準用する。

(略)

第 38 条 次の各号の 1 に該当する場合には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 経済的理由によつて納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
- (2) 入学前 1 年以内において、研究科等に入学を認められた者の学資を主として負担している者が死亡し、又は研究科等に入学を認められた者若しくはその者の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められるとき。
- (3) 前号に準ずる場合であつて、総長が相当と認める事由があるとき。
- (4) 学部通則第 49 条の 2 第 3 号又は第 4 号に相当する場合

(授業料の納付等)

第 39 条 学生の授業料の納付、返還、免除及び徴収猶予については、学部通則の規定を準用する。

(略)

(出典：東京大学ウェブサイト「東京大学規則集」)

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/u0740334001.html

東京大学学部通則

(入学料の免除)

第 49 条の 2 次の各号の 1 に該当する場合には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 入学前 1 年以内において、入学を認められた者(研究生又は聴講生として入学を認められた者を除く。以下同じ。)の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学を認められた者若しくはその者の学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められるとき。
- (2) 前号に準ずる場合であって総長が相当と認める事由があるとき。
- (3) 前条第 7 項の規定により学生の身分を失ったとき。
- (4) 前条第 3 項及び第 49 条の 3 第 1 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が猶予の期間内に死亡したとき。

(授業料の免除)

第 55 条 次の各号の 1 に該当する場合には、授業料を免除することができる。

- (1) 学生が経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
 - (2) 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められるとき。
 - (3) 学生が第 24 条第 2 号により退学を命ぜられたとき。
 - (4) 学生が死亡した場合又は第 24 条第 3 号により退学を命ぜられた場合で、未納の授業料があるとき。
 - (5) 第 49 条第 7 項の規定により学生の身分を失った場合で、未納の授業料があるとき。
- 2 授業料の徴収猶予を許可している学生に対して、願出による退学を許可したときは、退学後の授業料を免除することができる。
 - 3 前 2 項に定めるもののほか、総長が緊急かつ相当の事由があると認めたときは、教育研究評議会の議を経て、授業料を免除することができる。

(出典：東京大学ウェブサイト「東京大学規則集」)

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/u0740321001.html

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

本学では、障害のある学生への支援に関しては、学生相談やハラスメント防止と同様に全学としての支援体制が整っている。《後記資料「東京大学におけるバリアフリーの推進に関する指針」》を制定し、障害のある者の支援についての専門的なスキルを持つスタッフが常駐する「東京大学バリアフリー支援室」を設置して、身体に障害のある学生が、学習や生活上の支援を受けられる体制を整備している。《後記 URL「東京大学バリアフリー支援室」》

授業を主に受講する教室がある総合教育棟には、バリアフリー対応のエレベーター及びトイレ並びに非常用階段避難車が設置されているほか、建物入口の自動ドア化や各教室入口のスライドドア化が行われており、各教室にはバリアフリー対応の机を設置している。また、学生のための自習室がある法学部4号館には、入館用のスロープ及びバリアフリー対応のトイレが設置されているほか、建物入口の自動ドア化が行われている。《後記 URL「バリアフリーマップ本郷地区キャンパス」》

障害のある学生は、東京大学バリアフリー支援室に支援の申し込みを行うことで、各種のサポートを受けることができる。《後記 URL「学生 - サポートメニュー」》

障害のある学生に対する支援・特別措置としては、視覚障害のある学生に対し定期試験において拡大問題を配付し拡大鏡の持込みを許可するなどの対応を行った例や、肢体不自由のある学生に対し定期試験における別室受験及び試験時間延長措置を行った例がある。

「東京大学バリアフリー支援室」ウェブサイト

<http://ds.adm.u-tokyo.ac.jp>

(トップページを印刷したもの=別添資料 web-7)

「バリアフリーマップ本郷地区キャンパス」(「東京大学バリアフリー支援室」)

<http://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/material/pdf/20150804103448.pdf>

(印刷したもの=別添資料 web-7)

「学生 - サポートメニュー」(「東京大学バリアフリー支援室」)

<http://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/who-support/student03.html>

(トップページを印刷したもの=別添資料 web-7)

東京大学におけるバリアフリーの推進に関する指針（抄）

（目的）

第1条 この指針は、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）における障害のある学生及び教職員に対する修学、就業等に関する支援（以下「バリアフリー支援」という。）に関し基本となる事項を定め、もって本学のバリアフリーの推進に資することを目的とする。

（バリアフリー支援室の役割）

第6条 バリアフリー支援室は、バリアフリー支援の専門的知識及び技能の蓄積に努め、障害のある学生及び教職員並びに部局に対してバリアフリーに関わる情報を提供するとともに、バリアフリー支援に関わる機関、部署と連携しながら部局が行うバリアフリー支援のコーディネートに当たる。

（施設整備）

第8条 本学は、建物の新設や既存施設の改修を含めたキャンパスのバリアフリーな環境を整備するため、多様な人々の利用に配慮した計画、設計をするよう努める。

（予算上の措置）

第11条 本学は、この指針の目的を達成するため、必要な予算上の措置を講ずるよう努める。

（出典：東京大学バリアフリー支援室ウェブサイト）

<http://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/material/image/20130604132428.pdf>

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

本法科大学院では、「法科大学院教育支援室」を設置し、専任の教育支援担当講師が学習上の相談の橋渡しを行うほか、「未修者指導」の担当講師（弁護士）が、添削指導を通じて学生の学修上の疑問に答え、必要な情報の収集・管理・提供等を行う体制を整えている。

また、本法科大学院は、平成23年度より、東京大学出身の法曹実務家の団体である「東大法曹会」と連携を取り、短期トレイニー制度を導入している。これは、学生が東大法曹会メンバーの所属する、主に中小規模の法律事務所において研修を行い、弁護士の職務内容について具体的なイメージを掴み、将来の進路選択の際の一助としようとする試みである。当初は夏季休業中に行っていたが、学生の参加の便宜をふまえて、現在は学年末試験終了後に実施している。この間、継続して受入事務所の拡充を図っており、平成29年度は48の受入事務所数を確保したところ、32人の学生から希望があった。今後は、受入事務所の拡充とともに、学生への周知のタイミングなどの運営の工夫を図ることを検討している。

進路選択について、学生に検討の機会を与える観点から、以下のような取り組みを行っている。

①平成29年5月25日、企業内弁護士として活躍する実務家の話を聞く機会を学生に与える試みとして「企業内弁護士が語る～その実像と魅力～」を開催した。この説明会には25人の学生が参加し、学生の企業内弁護士に対する関心の高さを示す結果となった。《別添資料7-3「企業内弁護士が語る～その実像と魅力～」》

②例年、「法科大学院進路選択セミナー」を開催し、学生に対し、官庁・公的機関・民間企業に勤務する本法科大学院卒業生の話聞く機会を与えており、平成29年度は約40人が参加している。《別添資料1-5「法科大学院進路選択セミナーのお知らせ」》

③平成26年度より、法学研究者となることに興味を持っている学生を対象に、法学研究の魅力伝える機会として、「研究案内講演会」を実施しており、平成29年度は第1回が50人超、第2回は30人程度が参加している。《別添資料7-4「研究案内講演会」》

2 特長及び課題等

優れた点として、まず、学生に対して、他の授業科目の履修を最小限にとどめた堅実な履修を勧め、着実な理解を促していることである。この着実な理解のためには、学生が教員に対してコンタクトを取りやすくアクセスしやすい状況にあること、及び、個別的な質問や指導への対応を受けることのできる体制が重要となるが、いずれもかなりの程度で達成されている。また、ハラスメント対策、バリアフリー対策については、全学的な取り組みが進んでいる。法科大学院の学生を対象とした支援体制としては、法科大学院教育支援室、法学部学習相談室を設置して、学習面およびメンタルケアの面での相談に当たっているほか、全学レベルでの学生相談ネットワークの体制、保健センターなどを利用することもでき、規模の大きな大学としてのメリットを利用し、専門家を多数擁する充実した体制となっている。

特色ある取り組みとしては、深い法学の理解に基づいて実際の諸問題に対処する理論的バックボーンを形成するという本学の理念から、「リサーチペーパー」及び「研究論文」の執筆を通じて、学生が指導教員による研究指導を受けることが可能であることが挙げられる。このような「リサーチペーパー」等については、その公表媒体として『東京大学法科大学院ローレビュー』を刊行している。さらに、サマースクールやセミナーなどの様々な催し及びビジネスロー・比較法政研究センターの開催する様々な講演会は、最先端かつ国際的な法曹の養成のために、質の高い教育を提供している。

制度的にオフィス・アワーを設けることはしていないが、現状でも、教員は、講義後の時間やメール等を活用し、学生からの個別の質問に積極的に答えている。また、定期試験前の「質問タイム」、試験後の「定期試験講評会」を授業時間外に開催していることも、教員と学生の双方向的なコミュニケーションに基づいた丁寧な学習支援を可能としている。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、法学政治学研究科の一専攻（法曹養成専攻）として設置しており、平成30年度における入学定員は230人（収容定員は $230 \times 3 = 690$ 人）である。本法科大学院には、基準8-2-1により必置とされる専任教員の数（46人）を超える64人の専任教員を置いており、その内訳を見ると、法律基本科目について基準8-2-2を満たす十分な数の専任教員を置くとともに、法律基本科目に偏することなく基礎法学・隣接科目、展開・先端科目についても専任教員を置き、基準8-2-3が求める科目別配置の適正なバランスも確保している。実務家専任教員も、基準8-2-4により必置とされる数（10人）を上回る12人を置き、そのうち5人（必置とされる数は3人）は実務家・専任教員である。以上の専任教員に加え、兼担教員11人、兼任教員30人を置いている。いずれも専門分野において優れた研究業績若しくは実務経験を有する者である。《別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」》

本法科大学院は、国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、国際的にも、また先端分野においても活躍できる高い水準の法律家を生み出すことを目標としており、「法曹としての基幹能力」の育成、「国際的問題への対応能力」の育成に重点を置きつつ、その基礎の上に、ビジネスローヤーや市民生活ローヤーなど「多様な人材」を育成することを目指して、多様な授業科目を展開している。上記の教員の配置・構成は、必修科目を中心とした教育上主要な授業科目について、専任教員を中心とした責任ある指導体制を実現するとともに、これに兼担教員、兼任教員を加えることで、多様な授業科目それぞれの特性に応じた最適な指導体制を実現している。

基準8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8-1-2に係る状況)

本法科大学院には、64人の専任教員を置いており、そのうち52人が研究者教員、12人が実務家教員である。

研究者教員は、専攻分野において、わが国の学界をリードする最先端の研究に従事するとともに、その成果をもとに教育にあたっており、いずれも本基準(1)所定の「教育上又は研究上の業績を有する者」に当たる。実務家教員は、専攻分野において、豊富な経験と高度の専門的知見・技能を備え、そのことについて、社会的にも評価を得ている者であり、いずれも本基準(2)所定の「高度の技術・技能を有する者」又は同(3)所定の「特に優れた知識および経験を有する者」に当たる。実務家教員には、優れた「研究上の業績を有する者」も少なくない。研究者教員はもちろん実務家教員も、担当する専門分野について、法科大学院を含む大学・大学院の授業を通じ、あるいは大学外の各種研修等を通じ、豊富な教育経験を積んでいる。いずれも「高度の教育上の指導能力があると認められる者」である。《教員組織調査に係る資料2「教員業績調書」》

本法科大学院(法曹養成専攻)の専任教員のうち7人は、他専攻である総合法政専攻修士課程を担当する専任教員でもある。これは、本専攻に必置とされる専任教員46人を超える分である。また、実務家教員を除く52人のうち51人は、総合法政専攻博士課程を担当する専任教員でもある。《別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」》【解釈指針8-1-2-1】

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

本法科大学院の教員の採用及び昇任については、基幹講座の場合と協力講座の場合とで異なっている。協力講座は、下記のように、他専攻・他部局の協力により法曹養成専攻において開設している講座である。

基幹講座の専任の教授又は准教授の採用については、法曹養成専攻教授会において選考委員会を設置して選考の上、総合的かつ慎重な評価・判断を行っており、その際には、教育上の指導能力等も考慮要素となっている。また、基幹講座の専任の准教授の教授への昇任についても、教授会が審査委員会を設置してその報告を受けた上で判断を行っており、その際には、准教授として担当した授業科目の一覧表を作成し、教育上の指導能力等も評価の対象としている。そして、以上のように法曹養成専攻教授会が行った採用及び昇任の候補者選考を、運用上、法学政治学研究科教授会が候補者として承認する手続をとっている。

協力講座の専任教員及び兼任教員については、東京大学の各部局の教授会で業績等の厳正な審査を経ているので、法曹養成専攻教育会議は簡略な手続で候補者として承認している。兼任教員に関しては、法曹養成専攻教育会議が、研究業績・教育実績・実務経験などから授業担当者として適格と判断した者について、候補者として承認している。

《後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程」（第3条、第6条第2項、第7条第3項第1号）》

東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程

(研究科教授会)

第3条 研究科教授会は、基幹講座の常勤の専任教授及び助教授で構成する。

2 研究科教授会は、次の各号に掲げる事項につき審議決定する。ただし、第3号及び第4号に関しては、教授による教授会で審議決定する。第3号ないし第6号に関しては、教授のみが決定権を有する。

- (1) 研究科長及び評議員の選任に関する事項
- (2) 副研究科長、研究科長補佐及び総合法政専攻長の選任に関する事項
- (3) 総合法政専攻基幹講座及び規則第9条に定める附属の教育研究施設（以下「センター」という。）の専任教授の採用及び専任教授への昇任に関する事項
- (4) 第6条第2項第2号に関する法曹養成専攻教授会の決定の承認に関する事項
- (5) 総合法政専攻基幹講座及びセンターの専任助教授の採用及び専任助教授への昇任に関する事項
- (6) 第6条第2項第3号に関する法曹養成専攻教授会の決定の承認に関する事項
- (7) 総合法政専攻基幹講座及びセンターの専任講師の採用及び専任講師への昇任に関する事項
- (8) 第6条第2項第4号に関する法曹養成専攻教授会の決定（ただし、総合法政専攻博士後期課程又は修士課程のいずれも担当しない専任講師についてのものを除く。）の承認に関する事項
- (9) 助手の採用に関する事項
- (10) その他別に定める教員の任用に関する事項
- (11) 研究科における教員の配置に関する事項
- (12) 研究室主任、図書・学術情報委員長その他研究科全体に関わる役職者の人事に関する事項
- (13) 研究科の予算案及び決算案に関する事項
- (14) その他研究科全体の管理運営に関する重要事項

3 研究科教授会は、研究科長が主宰する。

(次頁に続く)

東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程（つづき）

（法曹養成専攻教授会）

第6条 法曹養成専攻教授会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 法曹養成専攻基幹講座の常勤の専任教授及び助教授
 - (2) 総合法政専攻博士後期課程基幹講座の専任教授又は助教授（第1号の者を除く。）であって法曹養成専攻を担当するもの
- 2 法曹養成専攻教授会は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。ただし、第2号に関しては、教授による教授会で審議決定する。第2号及び第3号に関しては、教授のみが決定権を有する。
- (1) 法曹養成専攻長及び副専攻長の選任に関する事項
 - (2) 法曹養成専攻基幹講座の専任教授の採用及び専任教授への昇任に関する事項
 - (3) 法曹養成専攻基幹講座の専任助教授の採用及び専任助教授への昇任に関する事項
 - (4) 法曹養成専攻基幹講座の専任講師の採用及び専任講師への昇任に関する事項
 - (5) 法曹養成専攻の教授及び助教授の配置換えに関する事項
 - (6) 法曹養成専攻に関わる役職者の人事に関する事項
 - (7) その他法曹養成専攻の管理運営に関する重要事項
- 3 法曹養成専攻教授会は、法曹養成専攻長が主宰する。

（法曹養成専攻教育会議）

第7条 法曹養成専攻に、法曹養成専攻教育会議を置く。

- 2 法曹養成専攻教育会議は、次の各号に掲げる者で構成する。
- (1) 法曹養成専攻基幹講座の専任教授及び助教授
 - (2) 総合法政専攻博士後期課程基幹講座の専任教授又は助教授（第1号の者を除く。）であって法曹養成専攻を担当するもの
 - (3) 法曹養成専攻に置かれた協力講座の教授及び助教授
 - (4) 法曹養成専攻を兼担する他部局の教授及び助教授
- 3 法曹養成専攻教育会議は、次の各号に掲げる事項につき審議決定する。
- (1) 法曹養成専攻の教育課程の編成及び授業担当に関する事項
 - (2) 法曹養成専攻の学生の入学及び試験に関する事項
 - (3) 法曹養成専攻の学生の身分に関する事項
 - (4) その他法曹養成専攻の教育に関する重要事項
- 4 法曹養成専攻教育会議は、法曹養成専攻長が主宰する。

（出典：法曹養成専攻（法科大学院）規則集）

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本法科大学院は、単一の専攻（法学政治学研究科法曹養成専攻）で構成され、平成30年度における収容定員は690人（入学定員230人の3倍の数）である。したがって、基準8-2-1による必置専任教員の数は46人であり、その半数（23人）以上は原則として教授であることが必要とされる。本法科大学院に配置された専任教員は、必置とされる数を18人超える64人であり、そのうち54人は教授である。本法科大学院は単一の専攻で構成されているため、これらの専任教員はいずれも、専門職学位課程である法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われている。《別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」》【解釈指針8-2-1-1，8-2-1-2】

基準8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準8-2-2に係る状況）

本法科大学院の専任教員で法律基本科目を担当する者は、憲法3人、行政法3人、民法10人（うち2人は実務家教員であるが、「専ら実務的側面を担当する教員」ではない）、商法8人（うち3人は実務家教員であるが、「専ら実務的側面を担当する教員」ではない）、民事訴訟法4人、刑法3人、刑事訴訟法2人であり、いずれも、教員組織調査に係る資料2（教員業績調書）が示すように、各専門分野について十分な研究・教育の実績を有し、当該科目を適切に指導できる教員である。

本法科大学院の入学定員は230人であり、公法系6人、刑事法系5人、民法に関する分野に10人、商法に関する分野に8人、民事訴訟法に関する分野4人の、担当する科目を適切に指導できる専任教員を置いていることから、解釈指針8-2-2-1（2）による基準を満たしている。《別紙様式4「科目別専任教員数一覧」》【解釈指針8-2-2-1】

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

本法科大学院において教育上主要と認められる科目として、必修科目（基礎法学・隣接科目である「法のパースペクティブ」「現代法の基本問題」を含む）のほか、選択必修科目の中でも1科目に4単位が当てられているビジネスロー諸科目があるが、これらの科目には、原則として専任教員が配置されている。必修科目については、開講されている授業科目のべ196単位分のうち、81.6%に当たる160単位分を、専任教員が担当している。また、オムニバス方式の授業科目のうち、専任教員を含む複数の教員が分担している授業科目については、担当する専任教員が、その授業科目全体の教育内容の決定、運営、成績評価等について責任を負う体制がとられている。《別紙様式1「開講授業科目一覧」、別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」》

本法科大学院における専任教員で基礎法学・隣接科目を担当する者は13人、展開・先端科目を担当する者は22人である。法律基本科目に偏ることなく、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を含め、適正なバランスで専任教員を配置している。

本法科大学院は、国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、国際的にも、また先端分野においても活躍できる高い水準の法律家を生み出すことを目標としており、「法曹としての基幹能力」の育成、「国際的問題への対応能力」の育成に重点を置きつつ、その基礎の上に、ビジネスローや市民生活ローなど「多様な人材」を育成することを目指している。その実現のため、基礎法学的な科目に必修科目を設けているほか、国際法科目とビジネスロー科目に選択必修科目を設けている。上記の教員配置により、これらの授業科目にも専任教員を置き、司法試験科目に偏することなく、本法科大学院の教育上の特色を現実のものとする体制を構築している。

なお、専任教員の年齢構成は、30歳台9人、40歳台14人、50歳台29人、60歳台12人であり、年齢構成に著しい偏りはない。

《別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」、別紙様式4「科目別専任教員数一覧」》

【解釈指針 8-2-3-1】

基準8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8-2-4に係る状況)

基準8-2-1により本法科大学院に置くものとされる必置専任教員の数は46人であるが、本法科大学院には、その2割(10人)を超える12人の実務家専任教員が置かれており、いずれも、教員組織調査に係る資料2(教員業績調書)が示すように、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者である。これらの実務家専任教員のうち10人は法曹としての実務経験を有する者、他の2人は、企業法務の実務経験を有する者であるが、いずれも長年の実務経験と直接に関連する授業科目を担当している。《別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」》【解釈指針8-2-4-1】

基準8-2-4により必置とされる実務家専任教員(10人)のうち、いわゆるみなし専任教員を充てることができるのは、その3分の2(小数点以下四捨五入で7人)であるから、本法科大学院では、3人以上の実務家・専任教員を置くことが必要であるが、本法科大学院の実務家専任教員のうち5人は、実務家・専任教員である。本法科大学院の実務家・みなし専任教員7人は、1年あたり4単位以上の授業科目を担当すると同時に、実質的に本法科大学院の運営を担う機関である法曹養成専攻教育会議のメンバーとして、教授会において審議決定される教員及び役職者の人事等を除く、教育課程の編成及び授業担当、学生の入学及び試験、学生の身分、その他教育に関する重要事項など、法科大学院の運営に関する主な事項の審議・決定に関与しており、法科大学院の組織の運営について責任を担っていると見える。《別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」、前記「基準8-1-3に係る状況」に資料として掲げた「東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程」(第7条)》【解釈指針8-2-4-2】

基準8-2-5

基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準8-2-5に係る状況)

本法科大学院に置かれている実務家専任教員は12人であり、そのうち10人は法曹としての実務の経験を有する者である。これは、基準8-2-4により必置とされる実務家専任教員の数(10人)の3分の2(7人)を超えている。《別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」》

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

各教員の授業負担は、ほとんどの教員が指針で望ましいとされる年間 20 単位以下であり、年間 20 単位を超えているのは 6 名のみである（最高で年間 25.4 単位）。《別紙様式 3 「教員一覧、教員分類別内訳」》

なお、「リサーチペーパー」については、「リサーチペーパー規則」を定め、その第 2 条第 5 項により、「教員は、年間 8 件を超えて指導教員となることはできない」としている。《別添資料 8-1 「リサーチペーパー規則」》「研究論文」については、指導教員となる件数の上限を定めた規定は存在しないが、そもそも例外的なものであり、各教員は、多くとも年間 1 件について指導教員となるにとどまっている。《別添資料 8-2 「研究論文規則」》

【解釈指針 8-3-1-1】

基準8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準8-3-2に係る状況)

本法科大学院が属する法学政治学研究科では、「特別研究期間について」(教授会決定)において、専任教員に対し、在職10年につき1年(原則として9年終了時から開始する1年間)の研究専念期間を与えるよう規定している。平成25年度以後においては、専任教員12人が特別研究期間を許可されている。《後記資料「特別研究期間について」、後記資料「特別研究期間許可状況」》

特別研究期間について

本研究科は、教員の責務である研究・教育・管理のうち、研究活動がその性質上高度の集中を必要とするものであることにかんがみ、特別研究期間の設定について、次のように申し合わせる。

- (1) 特別研究期間は、原則として1年とする。ただし、これを6月ごとに分けることができる。
- (2) 教員は、在職10年について1回を限度として、特別研究期間の適用を申請するものとする。ただし、(1)ただし書きの場合には、在職期間5年について1回とする。
- (3) 特別研究期間以外に長期の海外出張をすることを妨げない。
- (4) 長期の海外出張を行った者は、帰国後おおむね5年を経過した後でなければ、特別研究期間の適用を受けることができない。
- (5) (2)の申請については、あらかじめ関係教員および研究科長と協議の上、申請書を研究科運営会議に提出し、その承認を受けるものとする。
- (6) 特別研究期間中の研究テーマには、申請者の固有の研究テーマのほか、教育活動の充実を直接の目的とするものを選ぶこともできる。
- (7) 研究科運営会議は、特別研究期間の取得については、教育面及び管理面での任務分担の調整を行って、制度目的の達成に配慮するものとする。特別研究期間中の者は、特別研究期間の活用に努めるとともに、この制度の趣旨にそぐわない学外の業務は慎むものとする。
- (8) 研究科長の職務を終えた者は、(2)に定める特別研究期間のほか、6月を限度として、当然に特別研究期間を取得することができる。この場合には、(4)(5)は適用しない。

(出典：法学政治学研究科・法学部・規則集)

特別研究期間許可状況

(平成 25 年度以後の法科大学院専任教員分のみ)

浅香 吉幹	2015. 4. 1～2016. 3. 31
中田 裕康	2015. 9. 1～2016. 2. 29
山本 隆司	2015. 9. 1～2016. 8. 31
岩澤 雄司	2015. 9. 1～2016. 8. 31
道垣内 弘人	2016. 4. 1～2016. 9. 30
木庭 顕	2016. 4. 1～2017. 3. 31
森田 修	2016. 9. 1～2017. 8. 31
西川 洋一	2016. 9. 1～2017. 8. 31
沖野 眞己	2017. 9. 1～2018. 2. 28
伊藤 洋一	2017. 9. 19～2018. 9. 18
宇賀 克也	2017. 10. 1～2018. 3. 31
増井 良啓	2017. 10. 1～2018. 9. 30

(出典：法曹養成専攻長室保管資料)

基準8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準8-3-3に係る状況)

専任教員の教育上の職務の補助には、「法科大学院教育支援室」が当たっている。同室では、専任の教育支援担当講師が、学生からの学修上の相談に応じているとともに、事務スタッフが授業での補助教材の配付等を担当している。《別添資料1-1「法科大学院便覧」51頁》

また、「法学部学習相談室」では、法学部・大学院出身の学習相談員と心理カウンセラーが互いに協力し、将来の進路や日常生活上の悩みなど、メンタル・ケア等の観点から幅広くカウンセリングに応じている。法科大学院学生については、学修面での相談は「法科大学院教育支援室」で受け付けるため、「法学部学習相談室」では心理的な悩みに関する相談のみを受け付けている。《別添資料1-1法科大学院便覧51頁「学習相談室」》さらに、ティーチング・アシスタントの制度が、複数の授業科目において学修支援のツールとして活用されている。(平成29年度のティーチング・アシスタントは総数で24名)

研究上の職務の補助については、東京大学法学部研究室図書室に、司書の資格を持ち、法情報調査に関する資質・能力を有する事務職員3名等が配置されており、研究資料の探索・利用の補助に当たっている。また、ネットワークの運営経験が豊富なネットワーク担当者(2名、うち1名は特任助教)が、電子情報の調査を滞りなく行う環境を整備している。

2 特長及び課題等

本法科大学院では、最高レベルの研究者及び実務家を、分野による偏りなく多数擁している。すなわち、すべての法律基本科目はもとより、展開・先端科目、さらには基礎法学・隣接科目にも多数の専任教員を配置し、必修科目の約8割及びすべてのビジネスロー選択必修科目を専任教員が担当しており、国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、国際的にも、また先端分野においても活躍できる、高い水準の法律家を生み出すという本法科大学院の目標を実現するための責任ある教育体制が整っている。

本法科大学院では、特別研究期間として、在職10年につき1年の研究専念期間を与えることが制度化されており、実際にも、積極的に運用されている。これにより、法科大学院において、最先端の研究に裏打ちされた水準の高い教育の持続的展開が可能となっている。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院は、法学政治学研究科の一専攻（法曹養成専攻）である。したがって、法学政治学研究科教授会は、法曹養成専攻を含む研究科の教育・研究に関する重要な事項を審議・決定する。《後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則」（第2条）、後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程」（第3条）》

しかし、法曹養成専攻における運営の適切性を確保する観点から、以下のような運営の組織的な仕組みをとっている。

〔法曹養成専攻教授会〕

本法科大学院の教育・研究に関する重要な事項を審議するため、法曹養成専攻基幹講座の専任の教授・准教授、綜合法政専攻基幹講座の専任の教授・准教授であって法曹養成専攻を担当する者により構成され（実務家・専任教員は含むが、いわゆる実務家・みなし専任教員は含まない）、法曹養成専攻の教員人事、法曹養成専攻に係る予算事項及びその他の法曹養成専攻の運営に係る重要事項について審議・決定する。《後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則」（第3条）、後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程」（第6条）》このうち法曹養成専攻の教員人事については、法曹養成専攻長の提案により選考委員会の設置を決定し、同委員会において審査を行い、法曹養成専攻教授会が同委員会の報告に基づき審議し候補者を選考する。こうして選考された候補者について、研究科教授会は承認を行うにとどまるものとされ、法曹養成専攻教授会の候補者選考が尊重される。《後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程」（第3条第2項第4号・第6号・第8号、第6条第2項第2号～第4号）、別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」》【解釈指針9-1-1-1, 9-1-1-2, 9-1-1-3】

〔法曹養成専攻教育会議〕

本法科大学院の教育に係る重要事項を審議するため、法曹養成専攻基幹講座の専任の教授・准教授（実務家・専任教員及び実務家・みなし専任教員を含む）、綜合法政専攻の専任の教授・准教授で法曹養成専攻を担当する者、法曹養成専攻に置かれた協力講座の教授・准教授、法曹養成専攻を兼担する他研究科の教授・准教授により構成され、入学試験、カリキュラム、教育方法、成績評価、授業担当、学位授与、学生の身分、及びその他の法曹養成専攻の教育に関する事項について審議を行う。このように法曹養成専攻教育会議は、

教授会において審議される教員及び役職者の人事等を除く、法科大学院の運営に関する主な事項を審議しており、実務家・みなし専任教員も、法曹養成専攻教育会議の構成員として、法科大学院の組織の運営について責任を担っている。《後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則」（第7条）、後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程」（第7条）、別紙様式3「教員一覧」》【解釈指針9-1-1-1, 9-1-1-2, 9-1-1-3】

〔法曹養成専攻長〕

本法科大学院においては、法曹養成専攻に関する校務をつかさどる機関として、法曹養成専攻長を置き《後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則」（第6条）》、法曹養成専攻教授会及び法曹養成専攻教育会議の主宰その他専攻の長としての業務に従事している。《後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程」（第6条第3項、第7条第4項）》法曹養成専攻長は、法曹養成専攻教授会において選出される。選出手続について特別な定めは置いておらず、教授会における通常の議事手続に従い選出される。《後記資料「東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程」（第6条第2項第1号）》

東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則

(研究科教授会)

- 第2条 研究科に、研究科教授会を置く。研究科教授会は、研究科の教育又は研究に関する重要事項について審議し、東京大学の規則によりその権限に属する事項を行う。ただし、特に法曹養成専攻教授会又は教育会議の所管に属するとされた事項を除く。
- 2 研究科教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

(法曹養成専攻教授会)

- 第3条 法曹養成専攻に、法曹養成専攻教授会を置く。
- 2 法曹養成専攻教授会は、法曹養成専攻の教育又は研究に関する重要事項について審議し、東京大学の規則によりその権限に属する事項を行う。ただし、特に法曹養成専攻教育会議の所管に属するとされた事項を除く。
- 3 法曹養成専攻教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

(略)

(専攻長)

- 第6条 綜合法政専攻及び法曹養成専攻に、それぞれ専攻長を置く。専攻長は、副研究科長を兼ねることができる。
- 2 専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。

(教育会議)

- 第7条 研究科に、研究科教育会議を置く。研究科教育会議は、綜合法政専攻教育会議及び法曹養成専攻教育会議をもって構成する。各専攻の教育会議は、それぞれの専攻の教育に関する重要事項を審議決定する。各専攻の教育会議の審議決定は、研究科教育会議の審議決定とする。
- 2 教育会議の組織その他必要な事項については、別に定める。

(略)

(出典：東京大学ウェブサイト「東京大学規則集」)

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07406551.html

東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程

(研究科教授会)

第3条 研究科教授会は、基幹講座の常勤の専任教授及び助教授で構成する。

2 研究科教授会は、次の各号に掲げる事項につき審議決定する。ただし、第3号及び第4号に関しては、教授による教授会で審議決定する。第3号ないし第6号に関しては、教授のみが決定権を有する。

- (1) 研究科長及び評議員の選任に関する事項
- (2) 副研究科長、研究科長補佐及び総合法政専攻長の選任に関する事項
- (3) 総合法政専攻基幹講座及び規則第9条に定める附属の教育研究施設（以下「センター」という。）の専任教授の採用及び専任教授への昇任に関する事項
- (4) 第6条第2項第2号に関する法曹養成専攻教授会の決定の承認に関する事項
- (5) 総合法政専攻基幹講座及びセンターの専任助教授の採用及び専任助教授への昇任に関する事項
- (6) 第6条第2項第3号に関する法曹養成専攻教授会の決定の承認に関する事項
- (7) 総合法政専攻基幹講座及びセンターの専任講師の採用及び専任講師への昇任に関する事項
- (8) 第6条第2項第4号に関する法曹養成専攻教授会の決定（ただし、総合法政専攻博士後期課程又は修士課程のいずれも担当しない専任講師についてのものを除く。）の承認に関する事項
- (9) 助手の採用に関する事項
- (10) その他別に定める教員の任用に関する事項
- (11) 研究科における教員の配置に関する事項
- (12) 研究室主任、図書・学術情報委員長その他研究科全体に関わる役職者の人事に関する事項
- (13) 研究科の予算案及び決算案に関する事項
- (14) その他研究科全体の管理運営に関する重要事項

3 研究科教授会は、研究科長が主宰する。

(次頁に続く)

東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程（つづき）

（法曹養成専攻教授会）

第6条 法曹養成専攻教授会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 法曹養成専攻基幹講座の常勤の専任教授及び助教授
 - (2) 総合法政専攻博士後期課程基幹講座の専任教授又は助教授（第1号の者を除く。）であって法曹養成専攻を担当するもの
- 2 法曹養成専攻教授会は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。ただし、第2号に関しては、教授による教授会で審議決定する。第2号及び第3号に関しては、教授のみが決定権を有する。
- (1) 法曹養成専攻長及び副専攻長の選任に関する事項
 - (2) 法曹養成専攻基幹講座の専任教授の採用及び専任教授への昇任に関する事項
 - (3) 法曹養成専攻基幹講座の専任助教授の採用及び専任助教授への昇任に関する事項
 - (4) 法曹養成専攻基幹講座の専任講師の採用及び専任講師への昇任に関する事項
 - (5) 法曹養成専攻の教授及び助教授の配置換えに関する事項
 - (6) 法曹養成専攻に関わる役職者の人事に関する事項
 - (7) その他法曹養成専攻の管理運営に関する重要事項
- 3 法曹養成専攻教授会は、法曹養成専攻長が主宰する。

（法曹養成専攻教育会議）

第7条 法曹養成専攻に、法曹養成専攻教育会議を置く。

- 2 法曹養成専攻教育会議は、次の各号に掲げる者で構成する。
- (1) 法曹養成専攻基幹講座の専任教授及び助教授
 - (2) 総合法政専攻博士後期課程基幹講座の専任教授又は助教授（第1号の者を除く。）であって法曹養成専攻を担当するもの
 - (3) 法曹養成専攻に置かれた協力講座の教授及び助教授
 - (4) 法曹養成専攻を兼担する他部局の教授及び助教授
- 3 法曹養成専攻教育会議は、次の各号に掲げる事項につき審議決定する。
- (1) 法曹養成専攻の教育課程の編成及び授業担当に関する事項
 - (2) 法曹養成専攻の学生の入学及び試験に関する事項
 - (3) 法曹養成専攻の学生の身分に関する事項
 - (4) その他法曹養成専攻の教育に関する重要事項
- 4 法曹養成専攻教育会議は、法曹養成専攻長が主宰する。

（出典：法曹養成専攻（法科大学院）規則集）

基準9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準9-1-2に係る状況）

本法科大学院は、法学政治学研究科の一専攻（法曹養成専攻）であるため、本法科大学院の管理運営を行うための事務体制は、東京大学法学政治学研究科等事務分掌規程の定める法学政治学研究科の事務体制の中に、包含されている《後記資料「東京大学法学政治学研究科等事務分掌規程」》。とりわけ、本法科大学院の教育に関する事務については、専門員（学務担当）1人、専門職員（大学院担当）1人、大学院係主任1人、大学院係員3人及び留学生担当2人が従事している。

教職員の知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修としては、以下のような取り組みが行われている。まず法学政治学研究科では、学生の精神保健支援室等から講師を招へいして、学生を指導する上での注意事項や困難な事例における対処法を学ぶためのFD・SD研修会を定期的を開催しており、教員全員の参加が義務付けられている。ハラスメントを防止し修学・研究・就業に望ましい環境を維持することを目的として、また東京大学ハラスメント相談所による、「全学ハラスメント防止研修会（ハラスメント相談所）」が毎年開催されており、法学政治学研究科の教職員も参加が呼びかけられている。さらに研究活動における不正の防止のため、日本学術振興会の提供する「研究倫理 eラーニング」の受講が、すべての教員に求められている。

さらに大学総合教育研究センターでは、大学教員を目指す大学院生・ポストドクターや、若手教職員を対象として、大学教員に求められる能力の向上を図るプログラム「東京大学フューチャーファカルティプログラム（東大FFP）」を、2013年より東京大学全学に向けて開講してきた。例えばティーチング1「大学教育開発論」では、双方向型の授業方法を実際に体験しながら、授業デザインやアクティブ・ラーニングの諸技法などを学ぶことが可能とされている。

学外のプログラムとしては、日本弁護士連合会主催、法科大学院協会後援により毎年開催される「法科大学院教員研究交流集会」への参加を法科大学院教員に広く呼びかけている。

また、職員については、職員としての能力・資質を向上させるために実施されている「東京大学職員能力開発（研修、自己啓発等）計画」の各種研修を受講する機会を設けている。

【解釈指針9－1－2－1】

東京大学法学政治学研究科等事務分掌規程

(組織)

第1条 法学政治学研究科等事務部に次の10係を置く。

- (1) 庶務係
- (2) 会計係
- (3) 教務係
- (4) 大学院係
- (5) 公共政策大学院係
- (6) 研究室総務係
- (7) 図書受入係
- (8) 雑誌受入係
- (9) 図書整理係
- (10) 図書閲覧係

(出典：東京大学ウェブサイト「東京大学規則集」)

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07402561.html

基準9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準9-1-3に係る状況)

本法科大学院は、法学政治学研究科の一専攻であり、設置者である東京大学における予算・決算のシステムでは、法曹養成専攻に係る予算・決算を他の専攻等に係る予算・決算と区分して経理していない。平成30年度に東京大学より法学政治学研究科に配分される予算額・支出計画額は、約4億6000万円である。(なお、この予算額には、常勤の教職員の人件費は含まれていない)本法科大学院における教育活動等に充てられる経費は、本法科大学院が望ましいと考える水準の経費には達していないが、基準9-1-3が求める十分な財政的基礎には達しているものとする。

なお、東京大学では平成28年4月に総長・役員・全科所長等を構成員とする予算委員会が全学委員会として設置され、各研究科が予算委員会に対して概算要求や予算配分要求を行う仕組みが整備されている他、財政上の必要について意見を具申する機会があり、本法科大学院における教育のために必要な経費についてもこのシステムにより要望することが可能となっている。【解釈指針9-1-3-1】

2 特長及び課題等

本法科大学院は、法学政治学研究科の一専攻として設けられており、管理運営は研究科の下で行われるが、その中で法科大学院としての専攻の独自性が最大限に確保されるように、運営の組織体制を整えている。ファカルティ・ディベロップメントについては、教育方法助言委員会を設ける、定期的に他の教員による授業参観を受けるといった本法科大学院固有の仕組み（【解釈指針5-1-1】の記載参照）のほか、全学的に行われている取り組みに積極的に参加することで改善を図っている。

なお、本法科大学院の目指す教育を確実に実施していくためには、教員及び事務職員並びに財政的基盤ともさらなる充実が望ましい。財政的基盤に関しては、本研究科として寄附講座等の外部資金の獲得に努め、また、本法科大学院として、サマースクールの実施、修了生の海外派遣等、英語での授業の拡充、東アジア法プログラム開設、未修者指導、法学教員養成プログラム、公募履修生等の導入、ローレビューなど、特色ある教育の実施および取組みを展開することで、文部科学省の実施する「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」による補助を得るなど、努力を重ねているが、運営の基盤となる政府からの国立大学運営費交付金は削減されており、限られた人的・物的・財政的資源の下でいかに教育の質を高めていくかが課題となっている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院の授業は、主として法学政治学系総合教育棟（以下、「本郷総合棟」という）内にある法科大学院専用の教室・演習室で行われる。他に、補完的に使用される教室等として、第2本部棟7階の演習討議室、法学政治学研究科（以下、「研究科」という）・法学部の施設である法文1号館及び2号館の教室・演習室、弥生キャンパス内の総合研究棟（以下、「弥生総合棟」という）の研究会室・演習室がある。《別添資料1-1法科大学院便覧57-64頁》

本郷総合棟内には、中教室が2室（学生収容定員（以下、「定員」という）各147人）、小教室が6室（定員84人×4室、102人×2室）、演習室が4室（定員30人×2、32人×2）、及び模擬法廷教室（定員54人）があり、教室にはすべて黒板、マイクの他にプロジェクター、スクリーン他のAV機器が備え付けられており、授業の実効的な実施が可能となっている。本郷総合棟には、学生の便宜のために、教室等の他に、学生用のロッカー室、法科大学院教育支援室がある。第2本部棟7階には演習・討議室1室（収容定員12人）と、学生談話室がある。【解釈指針10-1-1-1】

法科大学院学生専用の自習室として、法4号館の1階から3階までの第1自習室（面積、1階85平方メートル、2階409平方メートル、3階435平方メートル）と、第2本部棟内の第2・第3自習室（面積、373平方メートル、63平方メートル）が用意されている。自習室の収容定員は、第1自習室については、法4号館の1階は37人、2階は187人、3階は225人であり、また第2本部棟の第2自習室は170人、第3自習室は36人である。これらを合計すると655人となり、大学側で、在籍学生数を上回る学生全員が利用できる個席を指定して、利用に供している。利用時間は、毎日（年末年始や大学入試期日等を除く）午前7時から午後10時30分までである。第1自習室（法4号館2階）には11台、第2自習室には8台の共同利用端末があり、法学部研究室図書室蔵書を含め本学所蔵図書の検索、データベースへのアクセスが可能である。《別添資料1-1法科大学院便覧34-42頁「自習用スペース」「情報システムの利用」など、同48-50頁「オンライン・データベースおよび電子資料の利用」》

法4号館に隣接する法3号館の法学部研究室図書室には、法科大学院図書コーナーが設けられていて、法科大学院生の利用頻度の高い図書（6,394冊）・継続資料（66タイトル）等が備え置いてある。法科大学院が図書室の管理・運営に適切に関与できるように、研究

科・学部全体の図書の政策について検討を行う図書・学術情報委員会においては、委員のうち法曹養成専攻の専任教員1人が法曹養成専攻担当幹事となっており、法曹養成専攻学務委員会と連携しながら、法科大学院のニーズを図書室の運営に反映させる役割を果たしている。《別添資料1-1 法科大学院便覧 42-47 頁「図書および雑誌等の利用」、後記資料「東京大学法学部研究室規程」》【解釈指針10-1-1-2】

法学部研究室図書室は、わが国でここにしか存在しない貴重な蔵書を含む図書、継続資料及び外国の法令集・判例集（単行本 802,596 冊、逐次刊行物 6,073 タイトル）を有しており、研究・教育・学修上十分な図書・資料が整備されている。法科大学院生が優先して利用できる法科大学院図書コーナー備え付けの図書については、同コーナーにのみ配架する図書や複数部数となる図書が含まれ、また、随時、学生及び教員の購入希望を受け付けており、図書学術情報委員会での検討を踏まえ、予算上可能な範囲で新規購入し、図書・資料の充実に努めている。【解釈指針10-1-1-3】

さらに、法学部研究室図書室には、司書資格を持つとともに、法情報調査に関する基本的素養を持つ者を3人配置し、法情報調査に関する学生への助言を随時可能としている。なお、司書資格を有する職員として、このほかに13人が同図書室に配置されている。

【解釈指針10-1-1-4】

また、全ての常勤専任教員に個室が与えられている（面積17~28平方メートル）。個室にはインターネットやデータベースへのアクセスの可能なPCが備え付けられており、研究及び教育の効果的な実施を支えている。非常勤講師用のスペースとして、法科大学院教員室が2室（面積各28平方メートル）用意されており、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができる。【解釈指針10-1-1-5】

教員と学生の面談は、基本的に各教員個室ないし法科大学院教員室（非常勤教員の場合）において学生のプライバシーに配慮しながら行う。このほか、講義直後や多数の学生から質問を受ける場合は、空いている法科大学院用の教室・演習室や研究科・法学部の教室等を利用することができ、面談対応のためのスペース需要に十分なものとなっている。なお、電子メール等で学生とやりとりする教員も多い。【解釈指針10-1-1-6】

主として本法科大学院の授業が行われる本郷総合棟は、法科大学院専用の施設である。また、研究科のその他の施設の利用に関しても、本法科大学院は法学政治学研究科の一専攻であり、常にその管理・運営に関与している。【解釈指針10-1-1-7】

施設利用、学習環境の安全性に関し、教室や自習室、図書室等は、開館時間帯以外は、完全に施錠される。図書室や自習室、教員研究室のある建物は、有人の窓口を含め、開館時も、その出入にはカードキーによる入室管理を行っている。緊急時の対応については、災害等を念頭においた避難訓練等を実施している。また、障害を持つ学生への対応として、教室、図書室、自習室には、車椅子の利用を想定した設備を導入している。このほか、施設の利用を含め、新入生からのヒアリングを毎年実施し、利用者目線での改善点を擷い上げることができるよう配慮している。【解釈指針10-1-1-8】

東京大学法学部研究室規程（抄）

第2条 研究室に、研究施設及び共同利用施設として、次の施設を置く。

（略）

（4）図書室（閲覧室、書庫、判例室・参考資料室、外国法令判例資料室及び法制史資料室を含む。）

（略）

（図書・学術情報委員会）

第4条 図書室の図書、雑誌及び電子的資料その他の資料（以下「図書等」と総称する。）の購入、管理及び利用に関する事項並びに教授会が定めた事項を処理するために、図書・学術情報委員会を置く。

- 2 図書・学術情報委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、教授会が選任する。
- 4 委員長及び委員の任期は2年、副委員長の任期は1年とする。
- 5 研究室主任は、図書・学術情報委員会に出席し、意見を述べることができる。

（出典：法学政治学研究科・法学部・規則集）

2 特長及び課題等

本法科大学院の施設・設備については、量的にも、授業の効果的な実施にあたっては、学生に対してより良い環境を提供できている。

本法科大学院の学生は、法科大学院学生専用の学修資料のみならず、世界的にみてもきわめて充実した内容の蔵書（単行本、逐次刊行物、外国の法令・判例等）を誇る法学部研究室図書室を利用することができ、学修・研究のための文献を利用する上で、国内で最高の環境を提供している。教室・演習室ともに十分なスペースを用意しており、研究・教育・学修のためのネットワークも充実している。本郷総合棟には、遠隔ビデオ会議システムを備えているほかに、全ての教室において、プロジェクター・スクリーン他の AV 機器を備えており、視聴覚教材を活用する形態の授業にも十分に対応可能である。自習スペースについても、各自習室に共同利用端末を相当数設置し、自習室からの蔵書検索やデータベースへのアクセスを可能として学修の利便性を図っている。また、自習室では、各学生に1席ずつ確保しており、学修のための十分なスペースと利用時間を確保しているほか、自習スペース内のコンピュータ端末についても適時のシステム更新により利便性の向上を図っている。

他方、改善を要する点としては、第2・第3自習室が本郷総合棟からやや距離があるため、教室と自習室との間の往復に若干時間がかかる点がある。この点については、問題の完全な解消には至っていないが、場所について事前に各人(在学生)の希望を確認するなどの運用上の工夫によって利便性の向上に努めている。また、コンピュータ固定端末やコピー機、プリンターについても、利用実績、利用者数をみながら適正な配置につとめ、必要台数を確保している。

第 11 章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準 11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 11-1-1 に係る状況）

本法科大学院（法曹養成専攻）における教育水準・教育活動等の状況に関する自己点検及び評価については、平成 19 年度に「2007 年度東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻自己評価(法科大学院の現況と評価)」を公表し、大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）の法科大学院認証評価を受けた平成 20 年度以降は、自己点検及び評価と機構による認証評価のための点検作業とを一体的に実施することとしている。認証評価を受ける年度には、自己点検及び評価の結果を活用しながら、機構の評価基準に照らした自己評価書を作成・提出している。評価実施後の年度には、評価基準中の重点基準を中心に、その充足状況について、本法科大学院の教育目標等にも留意しながら、毎年度年次報告書を作成・提出している。自己点検及び評価の結果は、研究科長及び法曹養成専攻教育会議に報告し、その報告書は、ウェブサイトへの掲載等の方法で公表している。

本法科大学院における自己点検及び評価は、法曹養成専攻学務委員会（以下、「学務委員会」という）が、同委員会メンバー 2 人と関係事務職員等とで構成される「自己点検及び評価作業班」（以下「作業班」という。）を設置し、学務委員会と作業班とが一体となって、毎年度実施することとしている。その実施体制や実施方法の詳細については、「法科大学院の自己点検及び評価に関する規則」（以下、「規則」という。）を定め、明確化している。《後記資料「法曹養成専攻学務委員会について」、後記資料「法科大学院の自己点検及び評価に関する規則」、後記 URL「自己点検及び評価の結果の公表」》

自己点検及び評価は、本法科大学院の教育目標やその時々課題事項をも踏まえつつ、学務委員会が定める評価項目（機構の評価基準が重点基準とするものを含み、かつ、①教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他の教育の理念及び目標の達成状況に関すること、②教育内容及び方法に関すること、③成績評価並びに進級及び修了の認定に関すること、④入学者に関する受入方針、並びに志願者受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること、⑤収容定員及び学生の在籍状況に関すること、⑥学生の学習、生活及び就職の支援に関すること、⑦教員組織及び教育能力に関することを含む）について実施する。【解釈指針 11-1-1-2】

上記のような自己点検及び評価を通じて判明した改善すべき点が学務委員会の所管事項である場合には、その判断で、速やかに問題を解決する方策を決定・実施する。例えば、カリキュラムの変更（「基本科目演習」「先端会社法」の廃止、「英語で学ぶ法と実務ⅠⅡ」の新設、一部授業科目の科目区分の見直し等）等が行われてきたが、それらは、自己点検及び評価の結果を反映したものである。

さらに、自己点検及び評価を通じて判明した改善すべき点が学務委員会の所管事項を超える場合には、研究科及び法曹養成専攻の各種会議体、委員会等は、連携協力して、必要な措置をとる。例えば、平成28年度には、法学未修者に対して少人数で更に質の高い教育を施す必要があることから、入学者選抜委員会等と連携して、平成28年度入学者より未修者の入学定員を10人減らしたところである。【解釈指針11-1-1-3】

自己点検及び評価の結果について、東京大学の教職員以外の者による検証を行うための組織及び仕組みとして、外部有識者によって構成される法科大学院運営諮問会議が設置されている。運営諮問会議は、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者だけではなく、行政、教育等に関する高い識見を有する者、並びに海外の大学関係者で構成している。

運営諮問会議は毎年度1回ずつ開催し、法科大学院教育の運営上、一般的に重要度の高い、入学者選抜の実施状況、学生の在籍状況、教育の実施状況（各学期の授業アンケート結果を含む）、司法試験の結果を含む法科大学院の運営の現状とその時々的重要課題（カリキュラム、入学者選抜制度、教員組織、施設・設備、プロジェクト等）について、法科大学院の現状を報告し、運営諮問会議委員から多様な経歴と識見に基づく多面的で有益な助言を受けてきたところである。《後記資料「東京大学法科大学院運営諮問会議要項」、後記資料「東京大学法科大学院運営諮問会議委員名簿」》【解釈指針11-1-1-4】

「自己点検及び評価の結果の公表」（本法科大学院ウェブサイト「各種資料」内）

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/law/about/>

（トップページを印刷したもの＝別添資料 web-11）

法曹養成専攻学務委員会について

4. 委員会は、法科大学院における教育水準・教育活動の状況に関する自己点検及び評価を所管する。

(出典：法曹養成専攻（法科大学院）規則集)

東京大学法科大学院運営諮問会議要項

1. 東京大学大学院法学政治学研究科に、東京大学法科大学院運営諮問会議（以下「会議」という）を置く。
2. 会議は、東京大学の法科大学院（大学院法学政治学研究科法曹養成専攻）の運営に関する基本的な事項（カリキュラム、入学者選抜、教員組織、施設・設備等の基本的なあり方）について、研究科長の諮問に応じて審議し、必要により研究科長に対して意見を述べることを任務とする。
3. 委員の任期は、3年とし、ただし再任を妨げない。再任については、原則として1回、2期を限度とする。
4. 委員は、研究科長が東京大学の職員以外の者で法学教育に関し広くかつ高い識見を有するものの中から選考し、教授会の承認を得て委嘱する。
5. 会議には、議長及び議長代理を置く。議長は、委員の互選により研究科長が委嘱し、会議を主宰する。議長代理は、議長の指名に基づき研究科長が委嘱し、議長に事故ある場合に議長に代わって会議を主催する。

(出典：法曹養成専攻長室保管資料)

法科大学院の自己点検及び評価に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、法科大学院の教育水準・教育活動の状況に関する自己点検及び評価について、その詳細を明確化することを目的とする。

(実施体制)

第2条 自己点検及び評価は、法曹養成専攻学務委員会（以下「学務委員会」という。）の議を経て、自己点検及び評価作業班（以下「作業班」という。）を設置し、学務委員会と作業班が一体となって、毎年度、実施する。

2 作業班は、学務委員会構成員のうち2名及び関係事務職員等により構成する。

(評価項目)

第3条 自己点検及び評価の対象とする評価項目は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の法科大学院評価基準が重点基準とするものを含み、かつ、次の各号に掲げる内容を含むものとし、その詳細は、毎年度、学務委員会の議を経て定める。

- (1) 教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他の教育の理念及び目標の達成状況に関すること
- (2) 教育内容及び方法に関すること
- (3) 成績評価並びに進級及び修了の認定に関すること
- (4) 入学者に関する受入方針、並びに志願者受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること
- (5) 収容定員及び学生の在籍状況に関すること
- (6) 学生の学習、生活及び就職の支援に関すること
- (7) 教員組織及び教育能力に関すること

(結果の報告等)

第4条 学務委員会は、自己点検及び評価の結果を研究科長及び法曹養成専攻教育会議に報告する。

- 2 自己点検及び評価の結果について、毎年度、報告書を作成する。
- 3 機構の認証評価を受ける年度においては、機構に提出する自己評価書を報告書に代えることができる。
- 4 報告書は、ウェブサイトへの掲載等の適切な方法により、公表する。

(改善への活用)

第5条 自己点検及び評価の結果に基づき、改善すべき点があると認める場合には、研究科運営会議、教育会議、学務委員会、入学者選抜委員会、教育方法助言委員会、実務家教員選考委員会、実務教育検討班、修了生動向把握委員会その他の会議・各種委員会等は連携協力して、規則の制定又は改正その他の必要な措置をとることによって改善に取り組むものとする。

(検証)

第6条 研究科長は、自己点検及び評価の結果を運営諮問会議に報告する。

2 運営諮問会議は、前項の報告内容を検証し、必要により研究科長に対して意見を述べる。

(出典：法曹養成専攻（法科大学院）規則集)

東京大学法科大学院運営諮問会議委員名簿

(敬称略)

(平成30年度～平成32年度)

岡本圀衛	日本生命保険相互会社 会長
翁 百合	株式会社 日本総合研究所 副理事長
奥宮京子	弁護士 (田辺総合法律事務所)
小津博司	元法務事務次官、元検事総長、弁護士
寺田逸郎	元最高裁判所長官
庭山正一郎	弁護士 (あさひ法律事務所)
真砂 靖	元財務事務次官、弁護士 (西村あさひ法律事務所)
Mark Ramseyer	ハーバード大学 教授

(出典：法曹養成専攻長室保管資料)

11-2 情報の公表

基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

本法科大学院では、ウェブサイト「法科大学院概要」を掲載し、「法科大学院の目標」、「東京大学法科大学院の法学教育の特色」、「法科大学院の組織」、「法科大学院の教員組織」、「収容定員及び在籍者数」、「入学者選抜に関する基本的な考え方」、「教育課程」（教育方法、標準修業年限、成績評価、進級制、修了要件、修了者数、司法試験合格者数を含む）、「学習環境」、「学費及び奨学金等の学生支援制度」の各事項について情報を公表している。《後記 URL「法科大学院概要」》さらに「入試関係情報（法科大学院）」を掲載し、入学試験の志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関する情報を公表している。《後記 URL「入試関連情報（法科大学院）」》以上の内容は、解釈指針 11-2-1-1 が定める「法科大学院の教育研究活動等の状況」をカバーしている。司法試験合格者以外を含む修了生の進路及び活動状況については、修了生動向把握委員会を設置し、法科大学院同窓会や修了生セミナー（修了生の活動状況を在学生にお話しいただく「進路選択セミナー」など基準 7-4-1 に係る状況として記載したもの）の開催などの機会に情報収集をするなど、情報の集約に向けた取組みを行っている。《別添資料 11-1「修了生動向把握委員会規程」》【解釈指針 11-2-1-1, 11-2-1-2】

上記事項のうち、「法科大学院の教員組織」については、ウェブサイトにおいて、法科大学院担当教員の一覧とともに、各教員の略歴、著作、近年の主要な担当授業科目など、各教員がその担当する専門分野について必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料（教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績を含む）を掲げている。そのほか、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動を示す情報も公表している。《後記 URL「法科大学院担当教員」》【解釈指針 11-2-1-3】

以上に加えて、本法科大学院を含む研究科全体としては、3年ごとに「東京大学法学部研究・教育年報」を刊行して、研究及び教育等の状況を公開しており、その「学部・大学院概況」の章では、法科大学院の概況を示している。また、本法科大学院の常勤専任教員及び兼任教員のうち、法学政治学研究科基幹講座の教員について、その研究活動及び業績、教育活動、学外活動が、自己点検及び評価の結果として公表している。《後記 URL「東京大学法学部研究・教育年報第24号」》

その他の点を含む自己点検及び評価の結果は、平成 25 年度については、自己点検及び評価結果を活用して作成した法科大学院認証評価自己評価書を、平成 26 年度から平成 29 年度までについては年次報告書その他学生数などの資料を、それぞれウェブサイト上に掲載して公表している。《後記 URL「各種資料」》自己点検及び評価の前提となる、本法科

大学院の目標、制度の現状とそれを示すデータについては、「東京大学法科大学院概要」としてもとりまとめ、同じくウェブサイト上に掲載している。《後記 URL「法科大学院概要」》

「法科大学院担当教員」（本法科大学院ウェブサイト内）

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/slfaculty/>

（トップページを印刷したもの＝別添資料 web-11）

「東京大学法学部研究・教育年報第 24 号」

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/nenpou/nenpou24/>

（トップページを印刷したもの＝別添資料 web-11）

「各種資料」（本法科大学院ウェブサイト内）

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/law/about/#link-07>

（トップページを印刷したもの＝別添資料 web-11）

「法科大学院概要」（本法科大学院ウェブサイト内）

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/students/law/overview/>

（印刷したもの＝別添資料 web-6）

「入試関係情報（法科大学院）」（本法科大学院ウェブサイト内）

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/law/admission/>

（トップページを印刷したもの＝別添資料 web-11）

基準 11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11-2-2に係る状況)

評価の基礎となる情報は、「自己点検及び評価作業班」及び「法曹養成専攻学務委員会」が、自己点検及び評価の作業の過程において、研究科の組織体制上各々の事項を所掌する教職員から調査・収集を行い、必要に応じて収集した情報を整理・加工し、本自己評価書の作成に使用できるものとしている。これらの収集、整理・加工した情報については、それぞれファイルとして整理し、法曹養成専攻長室において保管している。この自己評価書における添付・引用資料等は、これに含まれる。これらの情報には、基準 11-2-1に定める「法科大学院の教育活動等の状況」に関する文書、自己点検及び評価の結果に関する文書、並びに筆記試験問題及び答案その他成績評価の基礎となる資料が含まれている。

【解釈指針 11-2-1-1】

なお、評価の基礎となる文書の多くは、東京大学法人文書管理規則により、多くの場合、5年以上の保存期間が定められている（同規則別表3）。5年未満の保存期間を定められているものについても、同規則第11条に基づき、部局等総括文書管理責任者である法学政治学研究科長が、前回の評価を受けた年から5年まで保存期間を延長している。実際には、「自己点検及び評価作業班」及び「法曹養成専攻学務委員会」が、必要な文書について判断し、教員及び事務職員に提供を依頼して収集し、大学院係を管理担当として法曹養成専攻長室に保管している。評価の基礎となる情報については、以上のように、評価機関の求めがあればすみやかに提出できる状態で保管している。《後記資料「東京大学法人文書管理規則」》 **【解釈指針 11-2-2-2】**

東京大学法人文書管理規則

(管理体制)

第 3 条 法人文書の管理体制として総括文書管理者、副総括文書管理者、部局等総括文書管理者、文書管理者、文書管理担当者及び監査責任者を置く。

2 総括文書管理者は、総長とする。

3 副総括文書管理者は、総務担当の理事とする。

4 部局等総括文書管理者及び文書管理者は、別表 1 に定めるとおりとする。ただし、部局等総括文書管理者が必要と認める場合には、別表 1 に定めるもののほか、文書管理者を別に定めることができる。

(略)

(保存期間の延長)

第 11 条 保存期間が満了した法人文書について、文書管理者が職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とする。

(略)

別表 1 (抜粋)

法学政治学研究科・法学部

部局等総括文書管理者 研究科長・学部長

文書管理者 法学政治学研究科等事務長

別表 3 (略)

[別表 3 の規定にかかわらず、第 11 条の規定により、部局等総括文書管理責任者である法学政治学研究科長が、前回の評価を受けた年から 5 年まで保存期間を延長している。]

(出典：東京大学ウェブサイト「東京大学規則集」)

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07402961.html

2 特長及び課題等

自己点検及び評価については、認証評価のための点検・評価と一体性を持たせつつ、法科大学院独自の取組みを行っているほか、研究科全体として、昭和46年以来の歴史を有し、24号を数える『東京大学法学部研究・教育年報』を刊行している。法科大学院における自己点検及び評価については、「法科大学院の自己点検及び評価に関する規則」を定め、実施方法の明確化を図っている。

自己点検及び評価の結果については、運営諮問会議によるチェックを受ける体制を整備しており、運営諮問会議は、幅広いバックグラウンドを有し、かつ法科大学院の教育について最高度の識見を有するメンバーによって構成されている。

自己点検及び評価を実施するための機関として、法曹養成専攻学務委員会、自己点検及び評価作業班を設置し、それらと法曹養成専攻教育会議、教育方法助言委員会等の各種会議体、委員会との連携のもと、法科大学院における教育活動等に関する問題発見とそれに対する改善を図っている。実際、判明した課題について、これまでに、未修者教育の充実、カリキュラムの変更、成績評価・進級制度の変更、入学者選抜制度の変更等を行っているが、これらは、このような仕組みを通じて判明した課題に対応したものであり、引き続き、この仕組みを通じて問題の発見と改善の努力に努めていく。

特に、法科大学院の教育活動等に関する重要事項のうち、修了生の進路及び活動状況については、修了生動向把握委員会を設置し、法科大学院同窓会や修了生セミナー（修了生の活動状況を在学生にお話しいただく「進路選択セミナー」など基準7-4-1に係る状況として記載したもの）の開催などの機会に情報収集をするなど、情報の集約に向けた取組みを継続している。